

**名古屋市配偶者からの暴力防止及び
被　害　者　支　援　並　び　に
困難な問題を抱える女性への
支　援　に　関　す　る　基　本　計　画**

(案)

名古屋市

目 次

| | |
|------------|---|
| はじめに | 1 |
|------------|---|

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|-----------------|---|
| 1 策定の背景 | 3 |
| 2 策定の経緯 | 6 |
| 3 基本的な考え方 | 8 |

第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の実態 | 9 |
| 2 DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の支援施策 | 17 |
| 3 DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制 | 22 |

第3章 計画の内容

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 計画の体系 | 24 |
| 2 施策を推進する事業 | 26 |
| ・基本方向 1 男女の人権尊重と DV の未然防止 | 26 |
| ・基本方向 2 切れ目のない幅広い相談・支援の充実 | 34 |
| ・基本方向 3 総合的な支援体制の強化 | 57 |

第4章 計画の推進

| | |
|-----------------|----|
| 1 推進体制 | 63 |
| 2 実施状況の公表 | 63 |

はじめに

「配偶者からの暴力」^{※1}（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかしながら、主に家庭内など外部からの発見が困難な環境下で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特徴があり、被害者の救済が必ずしも十分ではない状態が長く続いてきました。

このような中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成 13 年 4 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、平成 14 年 4 月から全面施行されました。

名古屋市は、平成 11 年 9 月「女性に対する暴力」調査を行い、平成 14 年 3 月に制定した「男女平等参画推進なごや条例」（平成 14 年 4 月施行）に、「何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。）を行ってはならない」ことを明記しました。

平成 18 年度には、新たに設置した子ども青少年局において、DV 被害者支援を所管することとし、社会福祉事務所業務の中に、児童虐待防止と併せ、DV 被害者等の女性の自立支援に係る相談及び援助を明確に位置づけるとともに、同年 6 月には、社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置しました。それ以降、児童虐待対応やひとり親家庭等自立支援などの福祉施策と社会資源を活用した DV 被害者の福祉的支援を担っています。

平成 19 年 7 月からは、配偶者暴力相談支援センター業務^{※2}を開始し、社会福祉事務所と緊密に連携して DV 被害者支援にあたるとともに、相談支援業務全体の総合調整を行うことで、関係機関の円滑な連携や相談支援の質の向上に努め、DV 被害者支援を包括的に進めています。

また、令和 4 年 5 月、困難な問題を抱える女性^{※3}への支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みとして「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が成立し、令和 6 年 4 月から施行されました。

名古屋市では、これまで DV 被害者支援と併せ、子ども青少年局及び社会福祉事務所において女性の自立支援に係る相談及び援助を位置づけ、女性への福祉的支援を担っています。

こうした経緯を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（以下「名古屋市 DV 防止・女性支援基本計画」という。）として策定し、DV 被害者とその子どもや親族が安心・安全に暮らせるよう、相談・保護・自立・心のケア等に関わる総合的な支援を切れ目なく推進し人権が尊重され配偶者からの暴力を容認しな

い社会を目指すとともに、困難な問題を抱える女性の福祉の増進と自立に向けた支援を推進し女性が安心して暮らせる社会を目指します。

※1 配偶者からの暴力：配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、事実婚を含むほか、生活の本拠と共にする交際相手からの暴力も配偶者からの暴力に準じ、法の適用対象としています。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ること及び共同生活を解消した場合を含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。「暴力」には、身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」などの精神的暴力や「嫌がっているのに性行為を強要する」などの性的暴力等も含まれます。

※2 配偶者暴力相談支援センター：配偶者暴力防止法（第3条）に定められているもので、DV被害者に対して相談、保護命令申立て支援、自立支援のための情報提供、また関係機関の連絡調整等を行います。

※3 困難な問題を抱える女性：「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」においては、「困難な問題」とは、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で女性が女性であることにより直面しやすい問題をいい、例としては、DV被害、家族親族等からの虐待、性犯罪・性暴力被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮等が挙げられます。

女性支援新法において、「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とされています。また、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針において、「法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当たる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。特に、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものである性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けた者に対する支援は重要であり、被害による心的外傷から回復し、安定的な生活を営めるようになるための中長期的な支援を行うことが重要である。また、妊娠に関連する支援については、妊娠・出産・中絶等のどの段階においても相手との関係性や支援対象者の年齢、家庭状況、就労・経済状態などにより、支援のニーズが多様であることや、今後の支援対象者の生活設計への影響が大きいこと、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害経験や母体の危険性、緊急な対応の必要性などに配慮し、支援対象者の意思決定過程を支えながら、適切な専門機関や民間団体、支援施策と緊密に連携して支援を行う必要がある。加えて、「困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とは、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいることに留意が必要である。」とされています。

第1章 計画の策定にあたって

1

策定の背景

(1) 国の状況

①配偶者からの暴力防止及び被害者支援

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センターにおいては相談、一時保護等の業務が実施され、裁判所においては保護命令を命ずることができるようになるなど、DV被害者支援体制が整ってきました。

平成 16 年 12 月の配偶者暴力防止法の第 1 次改正では、DV の定義が拡大され、従来の身体に対する暴力に加えて、精神的暴力、性的暴力を含むこととされました。また、保護命令の対象範囲が元配偶者まで拡大されたほか、退去命令の範囲及び期間についても拡大するとともに、接近禁止命令の範囲を拡大し被害者と同居する子どもについても対象とされるなど、被害者等を保護する規定の充実が図られました。

この法改正に併せ、国から示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下「国の DV 防止基本方針」という。)には、被害者の自立支援に取組むことが明記されました。また、都道府県による「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(以下「DV 防止基本計画」という。)が策定され、被害者の保護及び自立に向けた支援の計画的・一体的な推進の礎が整いました。

平成 20 年 1 月の配偶者暴力防止法の第 2 次改正では、市町村に対して DV 防止基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター業務の実施について努力義務となりました。また、配偶者暴力相談支援センターの業務として一時保護に加えて被害者の緊急時の安全確保が位置づけられたほか、接近禁止命令の対象に被害者の親族等が追加されるとともに、裁判所への保護命令の申立て要件として、生命等に対する脅迫が加えられました。

この法改正を踏まえて告示された国の DV 防止基本方針(平成 20 年 1 月改定)では、「被害者の立場に立った切れ目のない支援」、「関係機関等の連携」、「安全の確保への配慮」及び「地域の状況の考慮」の 4 つを基本的視点に据えた DV 防止基本計画の策定の必要性が示されるとともに、市町村における DV 防止基本計画策定の留意事項として、「身近な行政主体としての施策の推進」、「既存の福祉施策等の十分な活用」などが示されています。

平成 26 年 1 月の配偶者暴力防止法の第 3 次法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者暴力防止法が準用され、法の対象となりました。

令和2年4月の配偶者暴力防止法の第4次法改正では、配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携、協力すべき機関として児童相談所が法文上明確化されたことに加え、被害者の保護のための関係機関との連携協力の適用対象に被害者が同居する家族が含まれることとなりました。

この法改正を踏まえて告示された国のDV防止基本方針（令和2年4月改定）では、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力被害者の保護対策の強化を図るための所要の規定の整備を行うとともに、民間団体との連携推進などが示されています。

令和6年4月の配偶者暴力防止法の第5次法改正では、保護命令制度の拡充と保護命令違反の厳罰化のほか、国のDV防止基本方針やDV防止基本計画に被害者の自立支援のための施策や民間団体との連携協力を必須的記載事項とすることや、関係機関から構成される協議会の法定化が規定されました。

②困難な問題を抱える女性への支援

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、新たな女性支援強化が喫緊の課題となる中で、令和4年5月に、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点を取り入れた新たな支援の枠組みを構築のため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）が制定されました。

女性支援新法では、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「国の女性支援基本方針」という。）を定めること、都道府県基本計画となるべきものを定めること、市町村は困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「女性支援基本計画」という。）を定めるよう努めなければならないことが示されました。また、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者により構成される会議（以下「支援調整会議」という。）を組織するよう努めることとされました。

女性支援新法の制定を踏まえ、令和5年3月に、国の女性支援基本方針が示され、令和6年4月に女性支援新法が施行されました。

第1章 計画の策定にあたって

(2) 本市の状況

本市では、平成 21 年 3 月「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(以下「配偶者暴力防止等基本計画」という。)を策定し、府内関係部署の連携による総合的な推進体制の整備を図るとともに、DV 防止及び被害者の保護・自立に向けた支援施策の構築に取組んできました。

平成 24 年 3 月には、配偶者暴力防止等基本計画（第 2 次）を策定し、府内外の関係部署・関係機関や民間団体のさらなる連携推進を図ることにより、DV 被害の発見と対応に努め、切れ目のない支援体制づくりを進めました。

平成 28 年 3 月には、配偶者暴力防止等基本計画（第 3 次）を策定し、DV 被害者とその子どものための心理的ケアを始めとする自立に向けた支援の充実などを図りました。

令和 3 年 3 月には、配偶者暴力防止等基本計画（第 4 次）を策定しました。平成 20 年 4 月に施行した「なごや子ども条例」が令和 2 年 4 月に、子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から「なごや子どもの権利条例」に改正されるなど、の状況を踏まえ、子どもの権利擁護の視点の計画への反映を図りました。

この配偶者暴力防止等基本計画（第 4 次）の計画期間が、令和 7 年度で満了すること及び「女性支援新法」が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから「配偶者暴力防止法」の改正及び女性支援新法の内容等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市 DV 防止・女性支援基本計画」として策定するものです。

2

策定の経緯

| 時 期 | 内 容 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 13 年 4 月 | ○「配偶者暴力防止法」公布（平成 13 年 10 月一部施行、平成 14 年 4 月完全施行） |
| 平成 16 年 12 月 | ○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 1 次改正）施行 ・主務大臣による「国のDV防止基本方針」の策定 ・都道府県DV防止基本計画の策定 ○「国のDV防止基本方針」告示 |
| 平成 19 年 7 月 | ○名古屋市配偶者暴力相談支援センター業務を開始 |
| 平成 20 年 1 月 | ○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 2 次改正）施行 ・市町村DV防止基本計画の策定（努力義務） ・市町村における配偶者暴力相談支援センター業務（努力義務） |
| 平成 21 年 3 月 | ○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画」策定 (計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度) |
| 平成 24 年 3 月 | ○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第 2 次）」策定 (計画期間：平成 24 年度～平成 27 年度) |
| 平成 26 年 1 月 | ○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 3 次改正）施行 ・生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない交際相手を除く）からの暴力について、法を準用し対象を拡大 |
| 平成 28 年 3 月 | ○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第 3 次）」策定 (計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度) |
| 令和 2 年 4 月 | ○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 4 次改正）施行 ・配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携、協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化 ・被害者の保護のための関係機関との連携協力の適用対象に被害者が同伴する家族を含む |

第1章 計画の策定にあたって

| 時 期 | 内 容 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年3月 | ○ 「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第4次）」策定 (計画期間：令和3年度～令和7年度) |
| 令和4年5月 | ○ 「女性支援新法」公布 (令和6年4月施行) ・困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。 ・市町村基本計画の策定（努力義務） ・支援調整会議の設置（努力義務） |
| 令和5年3月 | ○ 「女性支援新法の基本方針」告示 |
| 令和6年4月 | ○ 「配偶者暴力防止法」の改正法（第5次改正）施行 ・保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 ・基本方針・基本計画の記載事項の拡充 ・協議会の法定化 |

3

基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

配偶者暴力防止等基本計画（第4次）の計画期間が、令和7年度に満了すること及び「女性支援新法」が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから「配偶者暴力防止法」の改正及び「女性支援新法」の内容等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な名古屋市DV防止・女性支援基本計画として策定します。

(2) 計画の基本方針

配偶者からの暴力被害者等の保護や自立に関わる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指します。

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を目指します。

(3) 計画の位置づけ

配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく市町村DV防止基本計画にあたります。

女性支援新法第8条第3項に基づく市町村女性支援基本計画にあたります。

(4) 他の計画との関連

なごや子どもの権利条例に基づき策定している「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」及び男女平等参画推進なごや条例に基づき策定している「名古屋市男女平等参画基本計画 2030（案）」との整合性を図り、策定します。

(5) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

1

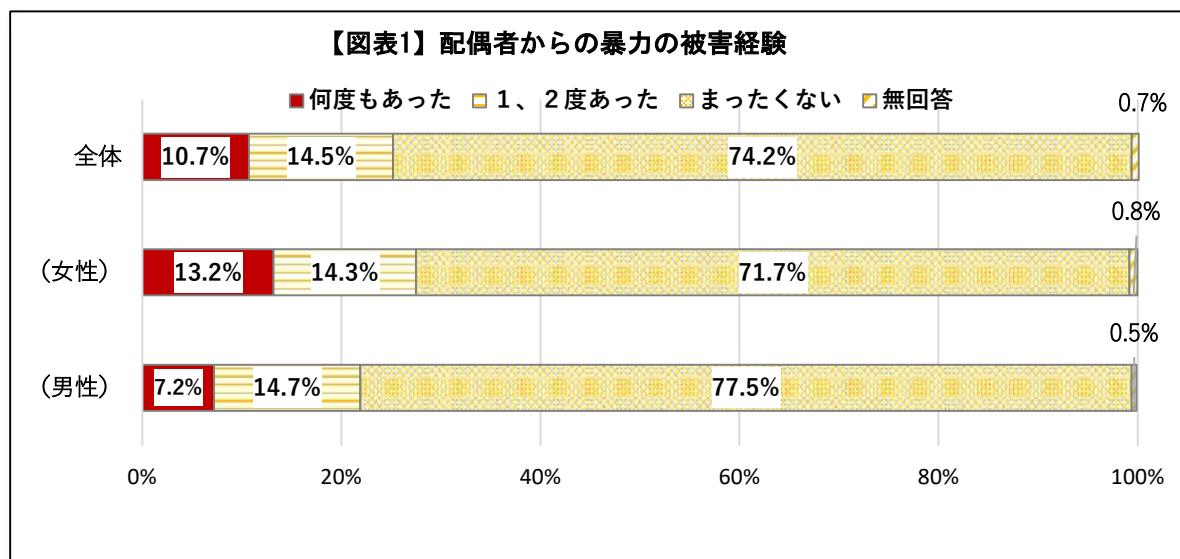
DV被害者及び困難な問題を抱える女性の実態

(1) DV被害者の実態

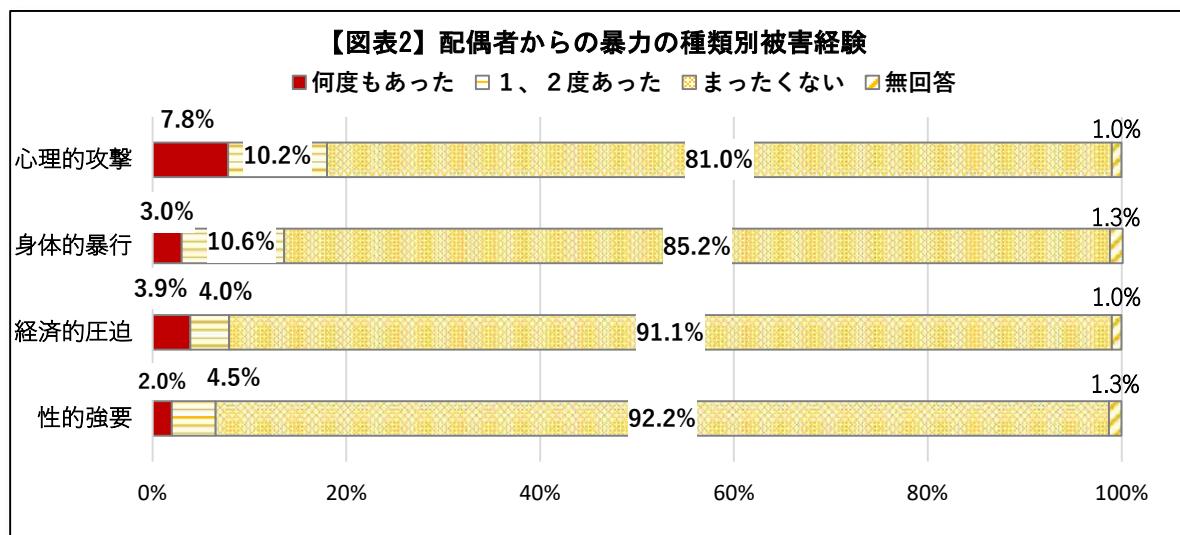
① 被害経験

内閣府が令和6年3月に公表した男女間における暴力に関する調査（以下「内閣府調査」という。）では、約4人に1人（25.1%）は配偶者から暴力を受けたことがあり、性別による内訳では、女性の27.5%、男性の22.0%は配偶者から被害を受けたことがあります、女性の13.2%は何度も受けていると回答しました。（図表1）

また、被害経験について、心理的攻撃の回答割合がもっとも高く18.0%、次いで身体的暴行13.5%、経済的圧迫7.8%、性的強要6.5%となっています。（図表2）



令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）



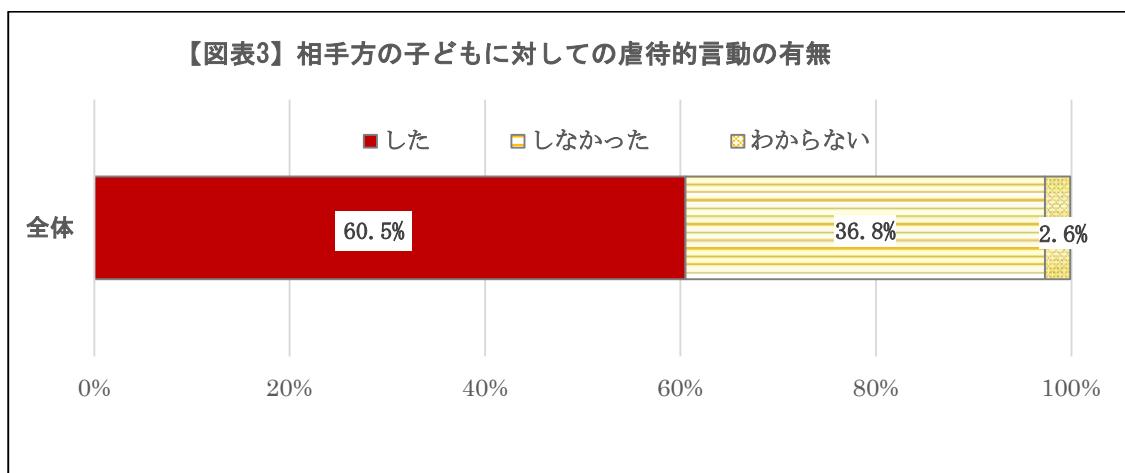
令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

② 子どもの被害経験

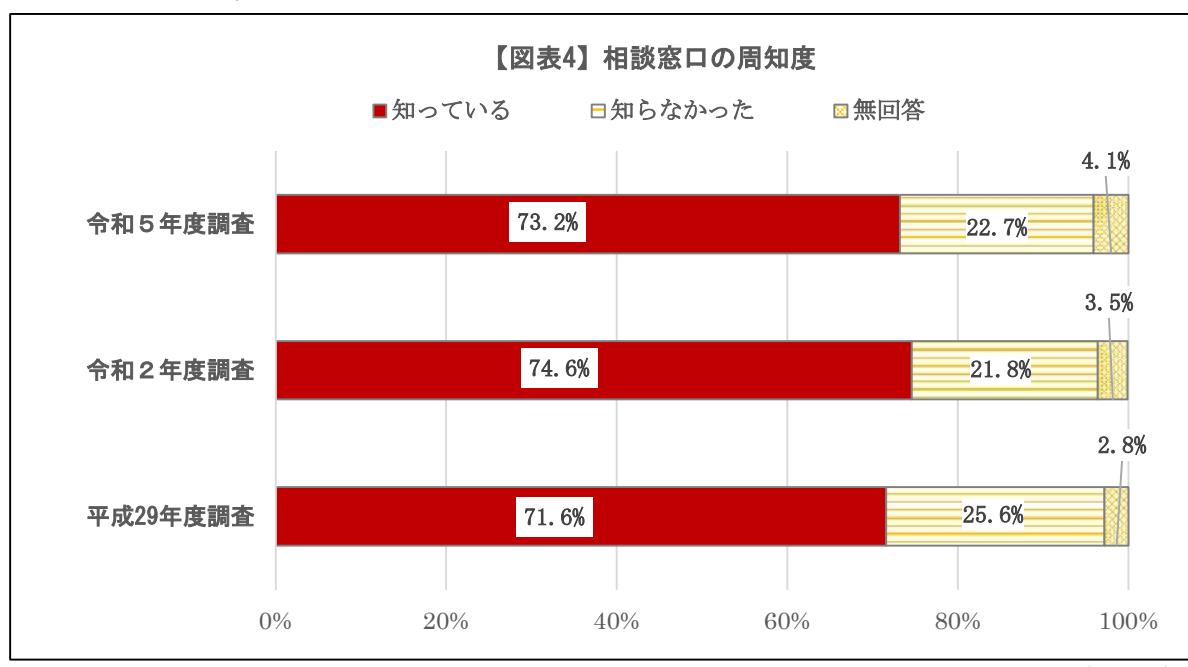
子どもの面前で行われるDVは、子どものこころに大きな傷を与える心理的虐待であり、同時に身体への暴力等の虐待を受けているおそれもあります。

本市が令和6年度に実施したDV被害者及び困難な問題を抱える女性に関する調査（以下「本市DV及び女性に関する調査」という。）（DV調査部分）では、子どもがいる方のうち、約6割（60.5%）は「相手方はお子さんに対して虐待的言動をした」と回答しています。



③ 相談窓口の周知度

内閣府調査では、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」は約7割（73.2%）となっており、時系列比較でみると、周知度に大きな変化が見られない結果となっています。（図表4）

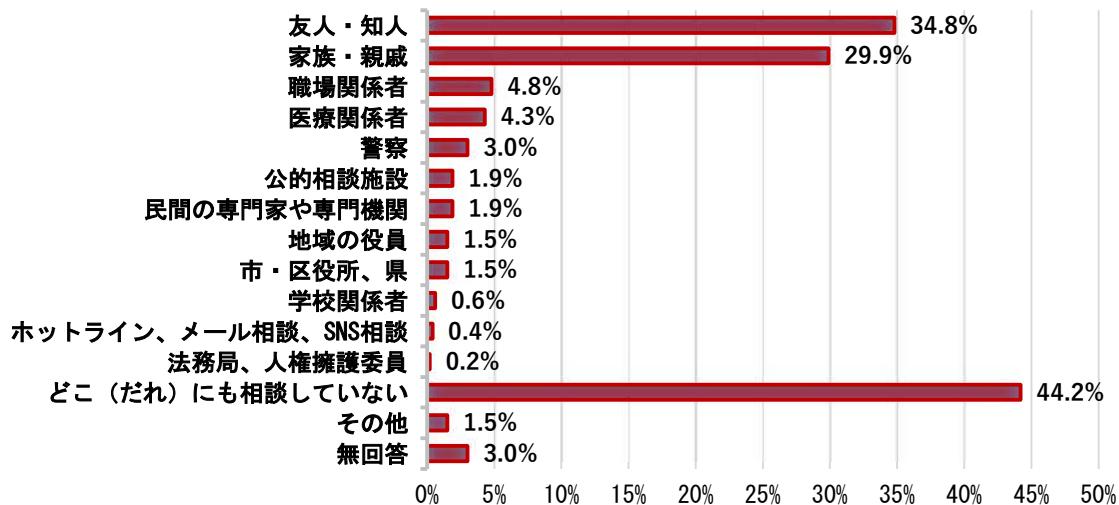


第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

内閣府調査では、配偶者から何らかの暴力を受けている方のうち、44.2%の人が「どこ（だれ）にも相談していない」と回答しています。（図表5-1）

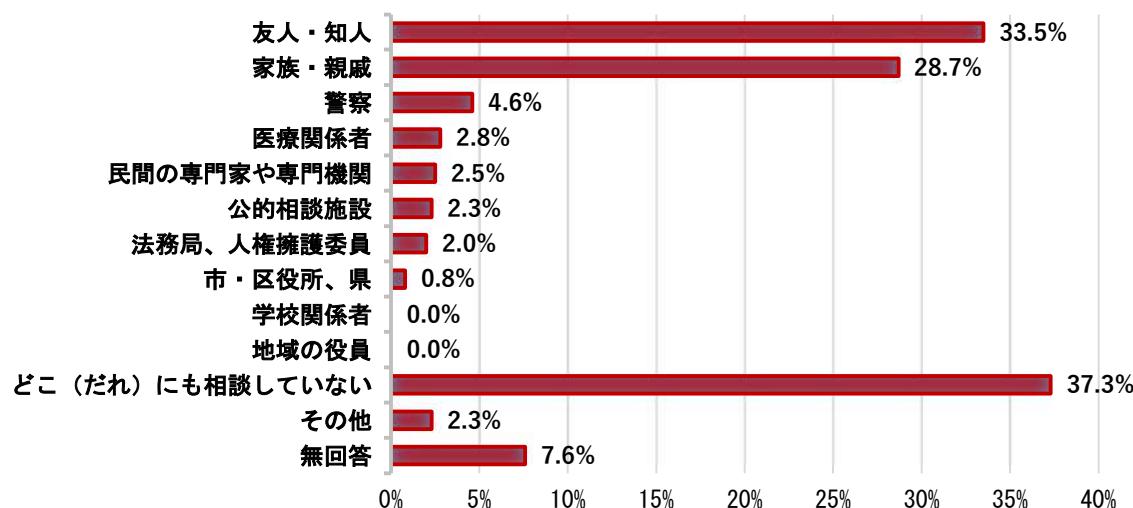
同様に、名古屋市が令和6年度行った男女平等参画に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）では、配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けている方のうち、37.3%の人が「どこ（だれ）にも相談していない」と回答しています。（図表5-2）

【図表5-1】 配偶者から何らかの暴力を受けた方がどこに相談したか（国）



令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

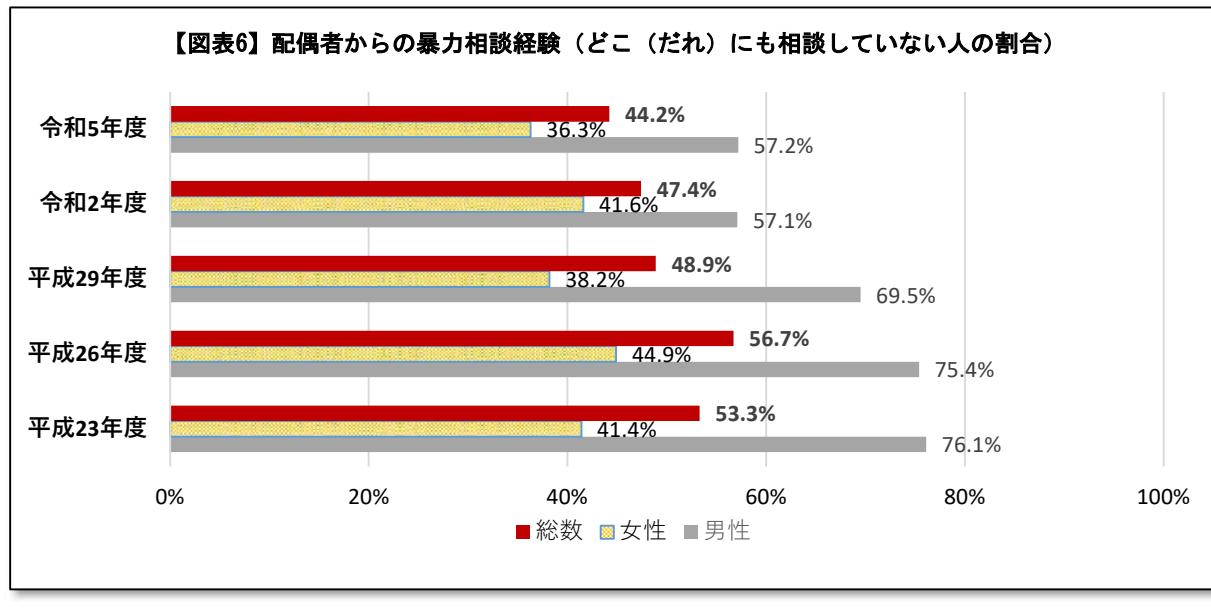
【図表5-2】 配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けた方がどこに相談したか（名古屋市）



令和6年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

内閣府調査では、どこ（だれ）にも相談していない人の割合は、時系列で比較すると、減少しています。

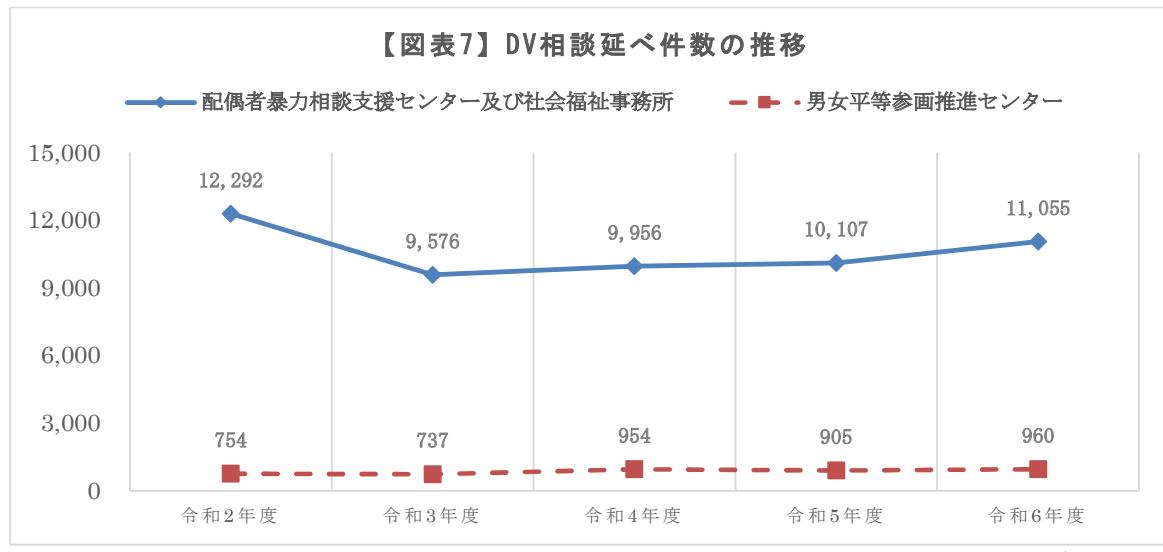


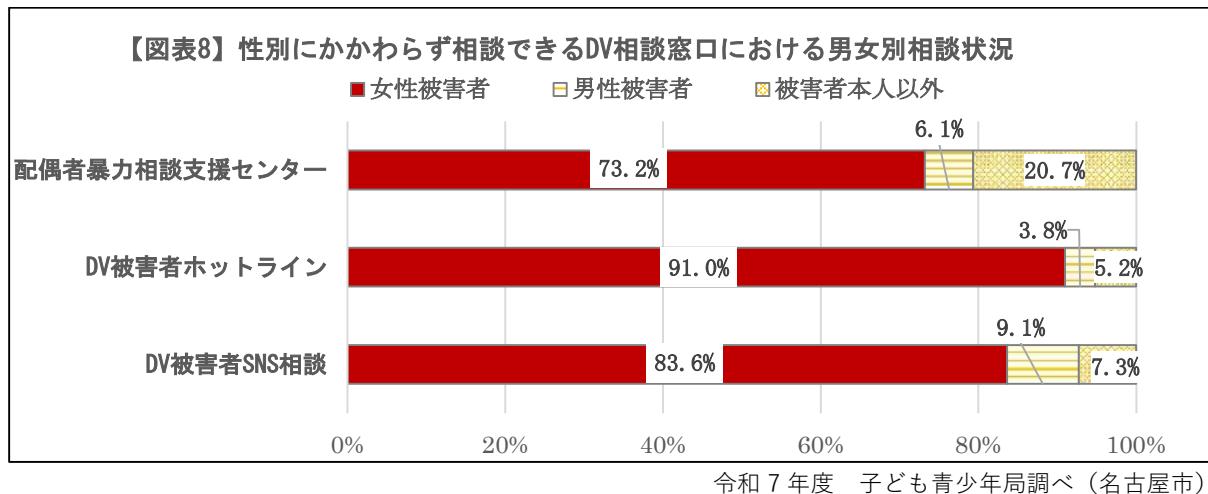
令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

④ DV 相談延べ件数

本市配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所の女性福祉相談におけるDV相談延べ件数は、平成27年度をピークに1万件前後で推移しています。また、男女平等参画推進センター「イーブルなごや相談室」における「女性のための総合相談」でのDVの相談件数については、900件前後で推移しています。（図表7）

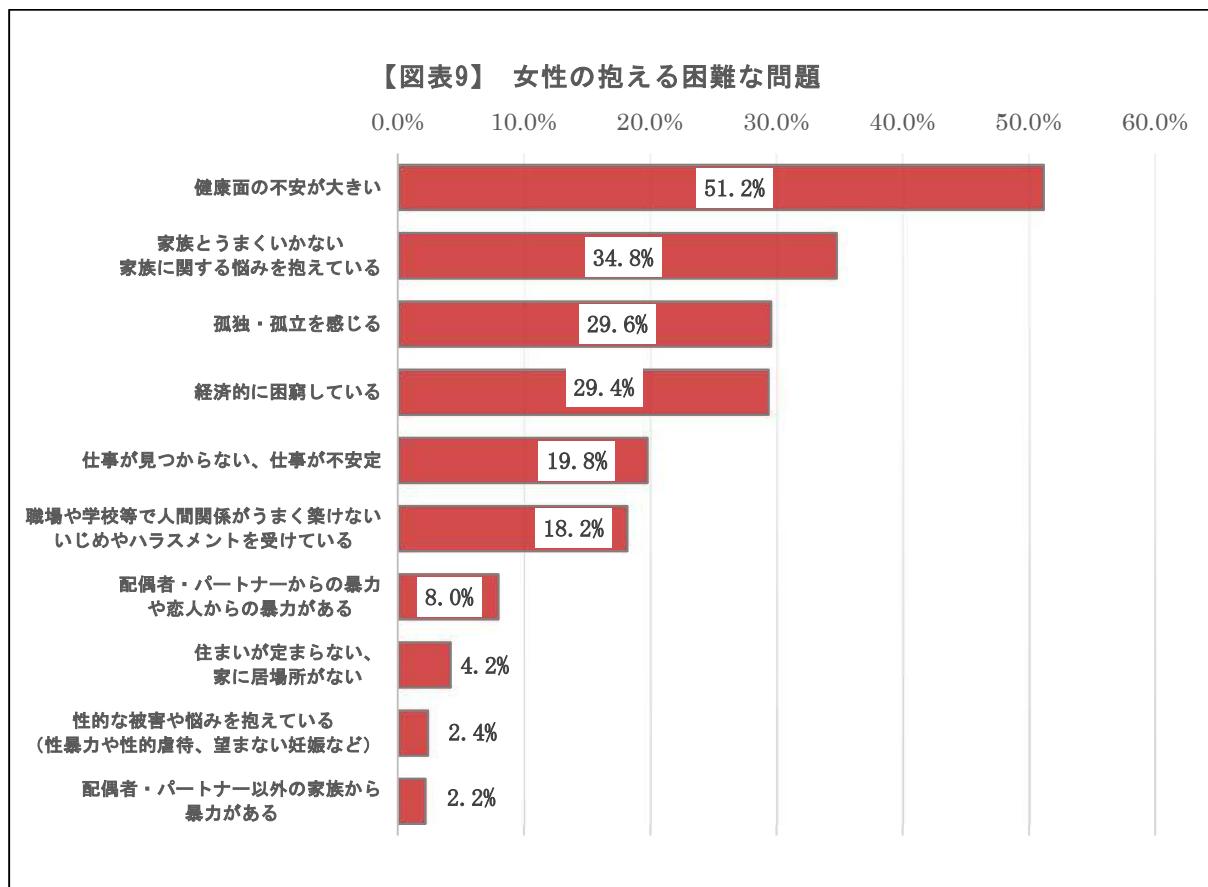
また、性別に関わらず、DVの相談をすることができる本市の相談窓口における令和6年度の男性被害者の相談状況は、配偶者暴力相談支援センターでの総相談件数818件中50件(6.1%)、DV被害者ホットラインは288件中11件(3.8%)、DV被害者SNS相談は55件中5件(9.1%)。男性はどの窓口でも1割に満たない状況となっています。（図表8）





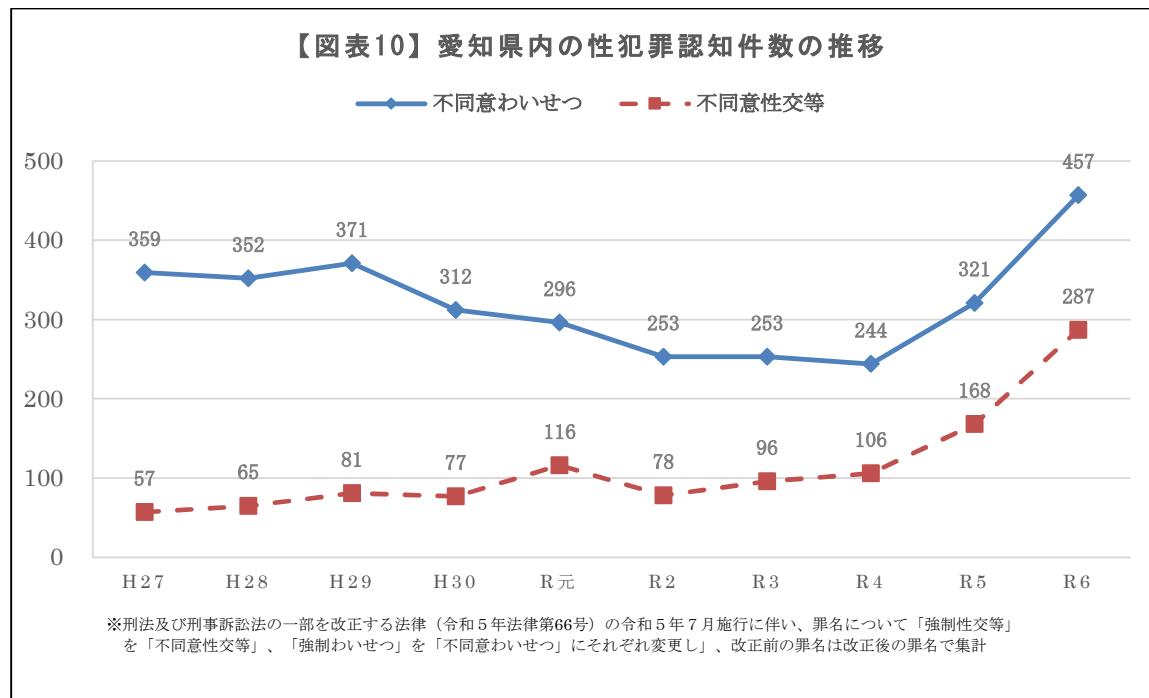
（2）困難な問題を抱える女性の実態

本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、本市在住の18歳以上で、困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人のうち、「健康面の不安」51.2%、次いで、「家族に関する悩み」が34.8%、「孤独感」29.6%、「経済的な困窮」29.4%と続く回答となっています。



第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

愛知県警察の公表では、愛知県内の性犯罪の認知件数は令和5年の法改正後、「不同意わいせつ」、「不同意性交等」とともに認知件数が急増しています。

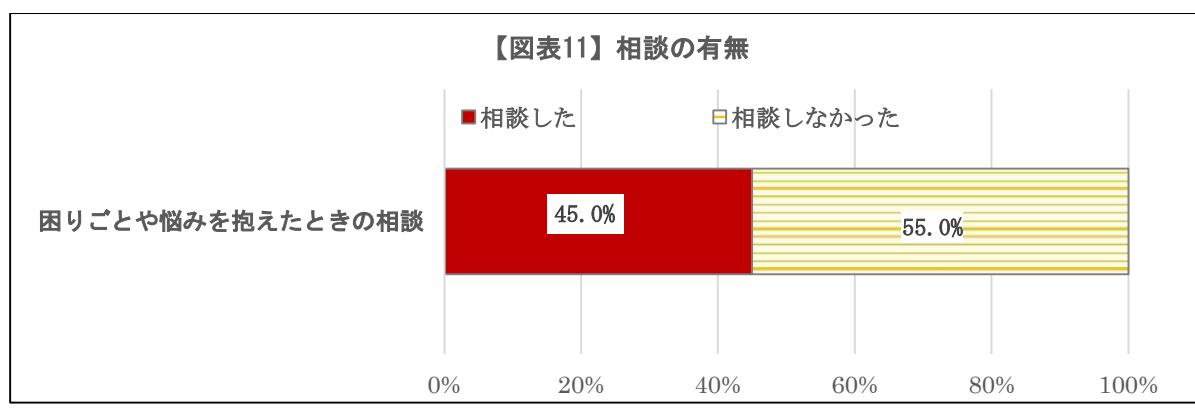


令和6年度中の犯罪概況（愛知県警察本部）

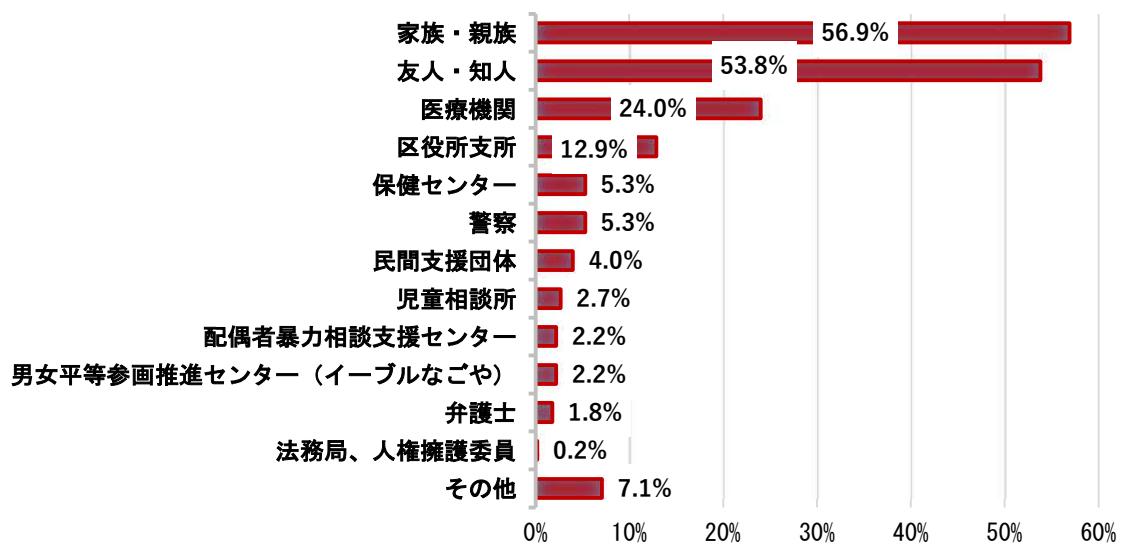
本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、本市在住の18歳以上の女性で、困難な悩みを抱えた経験のある人のうち、「相談した」と回答したのは45.0%でした。（図表11）

相談先は「家族・親族」（56.9%）がもっとも多く、「友人・知人」（53.8%）、「医療機関」（24.0%）と続いています。（図表12）

一方、「相談しなかった」と回答したのは55.0%でした。相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思うから」（51.3%）とともに多く、「どこ（だれ）に相談して良いのかわからなかった」（47.6%）、「自分が我慢すれば良いと思うから」（28.4%）と続いています。（図表13）

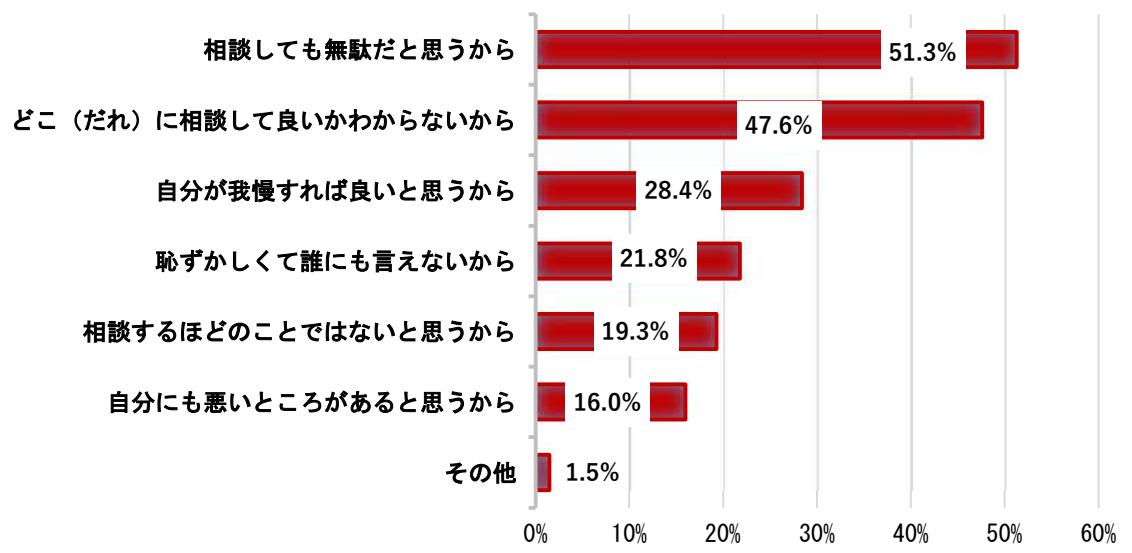


【図表12】 困ったり、悩みを抱えたときにどこに相談したか



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査）

【図表13】 相談しない理由



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査）

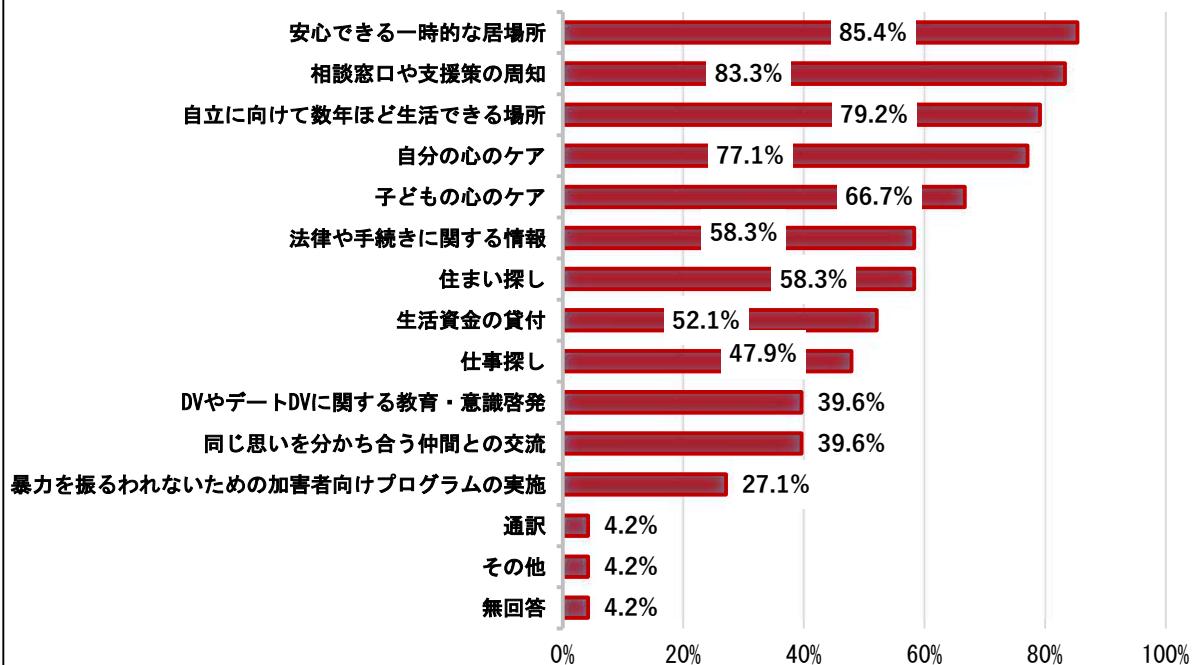
課題

- DV 被害や女性であることにより直面しやすい困難な問題が深刻化する前の早い段階で対象者が相談につながることが重要なため、相談窓口の広報などの周知について、若年層を始めとするあらゆる年齢層へ情報が届くよう行う必要があります。
- 内閣府の調査では DV 被害経験は男女ともに 20%台であるが、本市の相談状況を見ると総件数に占める男性被害者の割合が低く、男性の相談が非常に少ない状況にあるため、被害者の性別やパートナーが異性か同性かに関わらず相談できることの周知や DV に関する社会の意識の向上への取組が必要です。
- DV に関する知識が不十分であるため、「被害について暴力と認識していない」被害者が潜在化しており、DV の理解を深める機会を積極的にとらえ啓発に努める必要があります。
- 女性が女性であることで困難な状況に陥ることなく、自立して生きていけるような学びの場や啓発がさらに必要です。

(1) DV被害者への支援

本市DV及び女性に関する調査(DV調査部分)では、暴力を受けた相手から離れるまでに必要な支援について、「安心できる一時的な居場所」(85.4%)がもっと多く回答し、次いで「相談窓口や支援策の周知」(83.3%)と回答しています。

【図表14】 暴力を受けた相手から離れるまで必要な支援

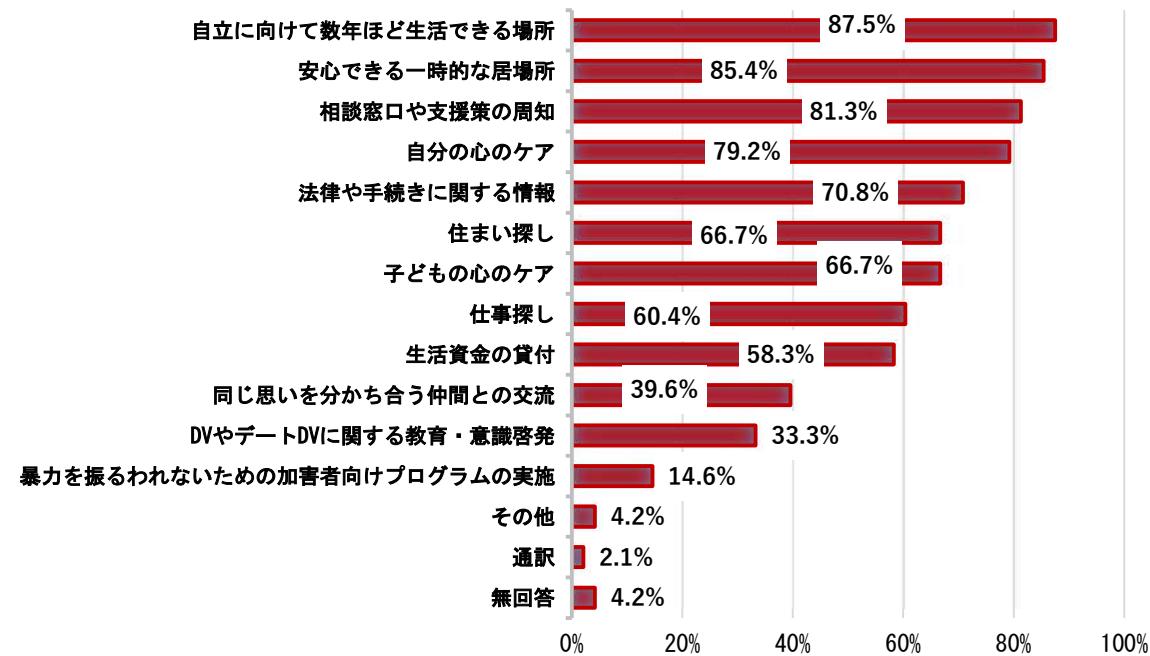


令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査(DV調査)

第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

また、本市DV及び女性に関する調査では、暴力を受けた相手から離れて1年以内で必要だと思う支援では、「自立に向けて数年ほど生活できる場所」(87.5%)、次いで「安心できる一時的な居場所(85.4%)」と回答しています。

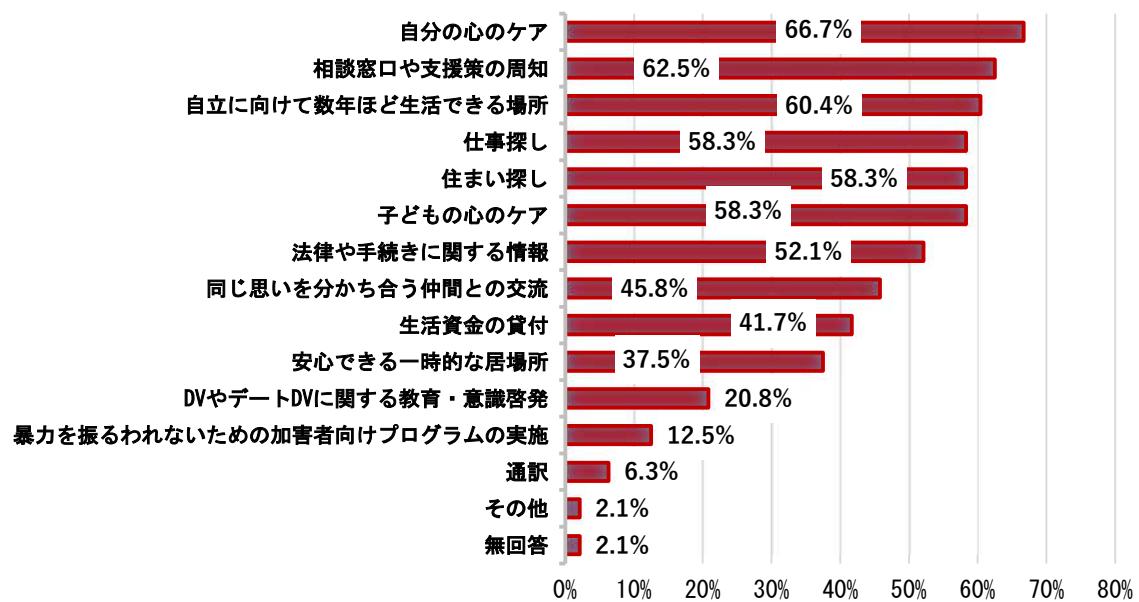
【図表15】 相手から離れて1年以内で必要だと思う支援



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査 (DV調査)

本市DV及び女性に関する調査では、暴力を受けた相手から離れて1年以上経った後必要だと思う支援では、自分の心のケア(66.7%)と回答しています。

【図表16】 相手から離れて1年以上経った後必要だと思う支援



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査 (DV調査)

第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

本市DV及び女性に関する調査で行った支援関係者のヒアリングでは、以下のような主な意見が出ています。

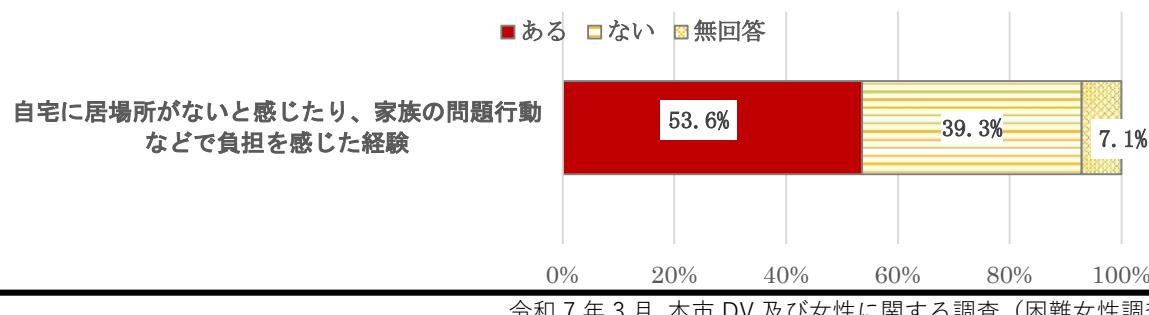
主な意見

- DVの相手方から離れる場合に経済的な不安が支障になっている。
- シエルターを希望しない反面、経済的に本人たちが居住を構えられない場合がある。
- DV被害者に今後必要だと思う支援「生活支援、経済的支援、就労支援など」。

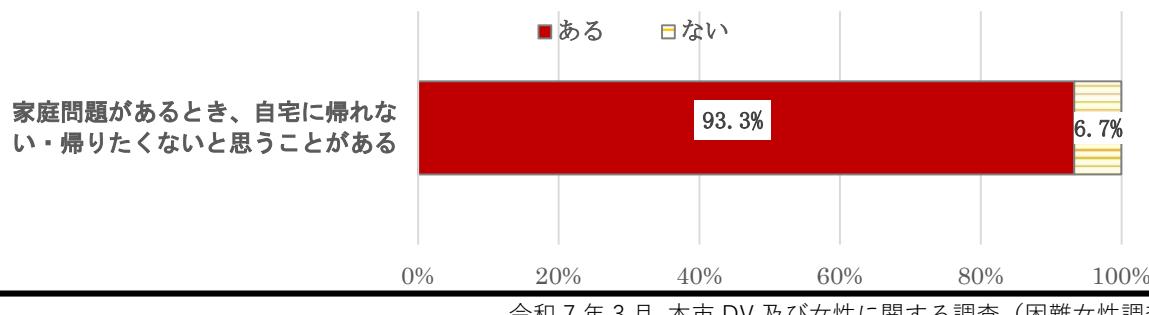
(2) 困難な問題を抱える女性への支援

本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、家族や配偶者と暮らしている期間があった困難な問題を抱える女性のうち、自宅に居場所がないと感じたり、家族の問題行動などで負担を感じたことがある（53.6%）と回答しています。（図表17）そのうち、家庭問題があるとき、自宅に帰れない・帰りたくないと思うことがある（93.3%）と回答しています。（図表18）

【図表17】自宅に居場所がないと感じたり、家族の問題行動などで負担を感じた経験

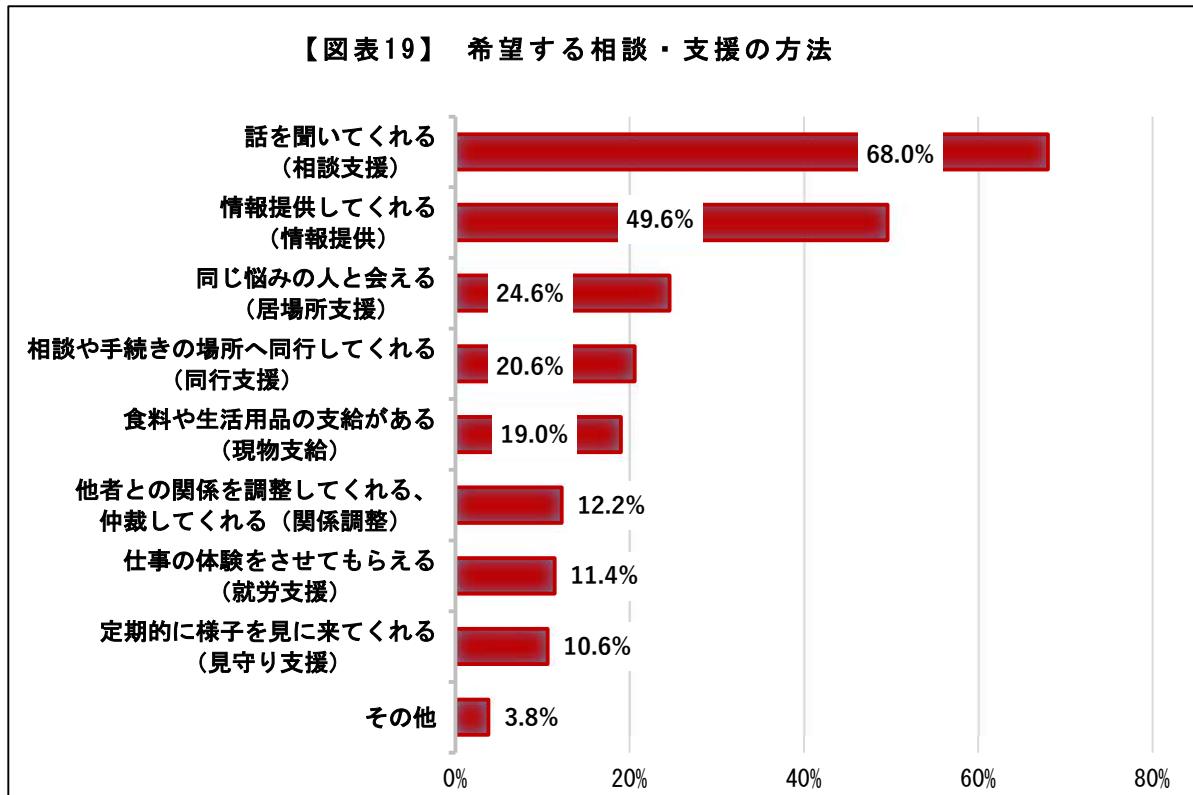


【図表18】家庭問題があるとき、自宅に帰れない・帰りたくないと思うことがある



第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

本市DV及び女性に関する調査(困難女性調査部分)では、本市在住の18歳以上の女性で、困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人が希望する相談・支援の方法では約7割(68.0%)の方が「相談支援」と回答し、次いで、「情報提供」(49.6%)、「居場所支援」(24.6%)、「同行支援」(20.6%)と回答しています。



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査(困難女性調査)

本市DV及び女性に関する調査で行った当事者、支援関係者のヒアリングでは、以下のような主な意見が出ています。

| 主な意見 |
|----------------------------------------------------------|
| ○ 困難な問題を抱える女性のうち、カウンセリングなどの心理的ケアを受けたいが、受けられない理由「出費がかかる」。 |
| ○ 困難な問題を抱える女性に今後必要だと思う支援「心理的支援、住居支援など」。 |

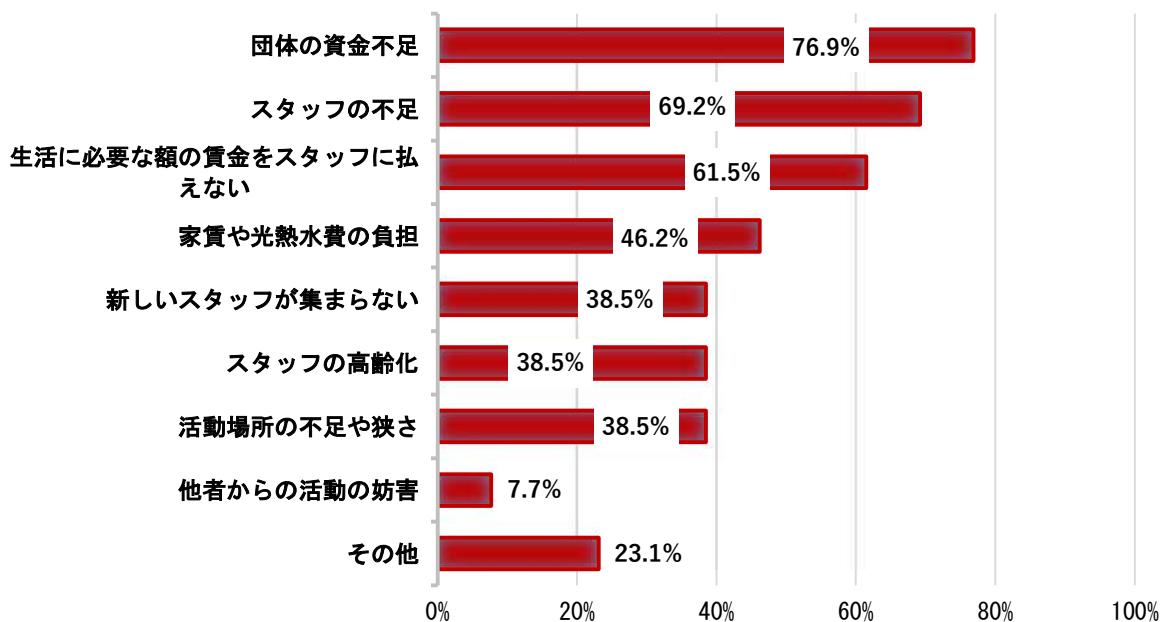
| | |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none">○ DV 被害や女性が女性であることにより直面しやすい困難な問題に直面したときに気持ちに寄り添った相談場所や支援方法が必要になります。○ 相談につながりにくい、つながっていない困難な問題を抱える女性の早期発見に向けた取り組みが必要です。○ 様々な困難な問題を抱える女性の相談に対応するために、支援者が適切な支援を行えるよう支える取り組みが必要です。○ こころのケアを安心して受けるための選択肢が少なく、費用面の負担が大きい場合があります。こころのケアが必要な方に届く取り組みが必要です。○ DV の相手から離れる前だけでなく、離れた後もこころのケアが求められていますが、中長期にわたるケアの支援が少ないため、検討していく必要があります。○ 自立して生活していくために、安心して就業し、生活していく場所が必要です。それぞれが抱える困難な問題について、適切な支援につなげていく必要があります。 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3

DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制

本市DV及び女性に関する調査（支援機関調査部分）では、支援団体・機関が活動していく上で課題について、「団体の資金不足」(76.9%)、次いで「スタッフ不足」(69.2%)と回答しています。

【図表20】活動を継続していく上での課題



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（支援機関調査）

本市DV及び女性に関する調査で行った支援関係者のヒアリングでは、支援ネットワークの強化を求める意見が出ています。

主な意見

- 民間ができること・できないこと、行政ができること・できないことの擦り合わせがより求められている。
- それぞれ関連する他分野との合同研修などの顔が見える関係づくりが求められている。
- 個々の民間団体はノウハウを持っているが、行政も含めたネットワーク化が必要である。

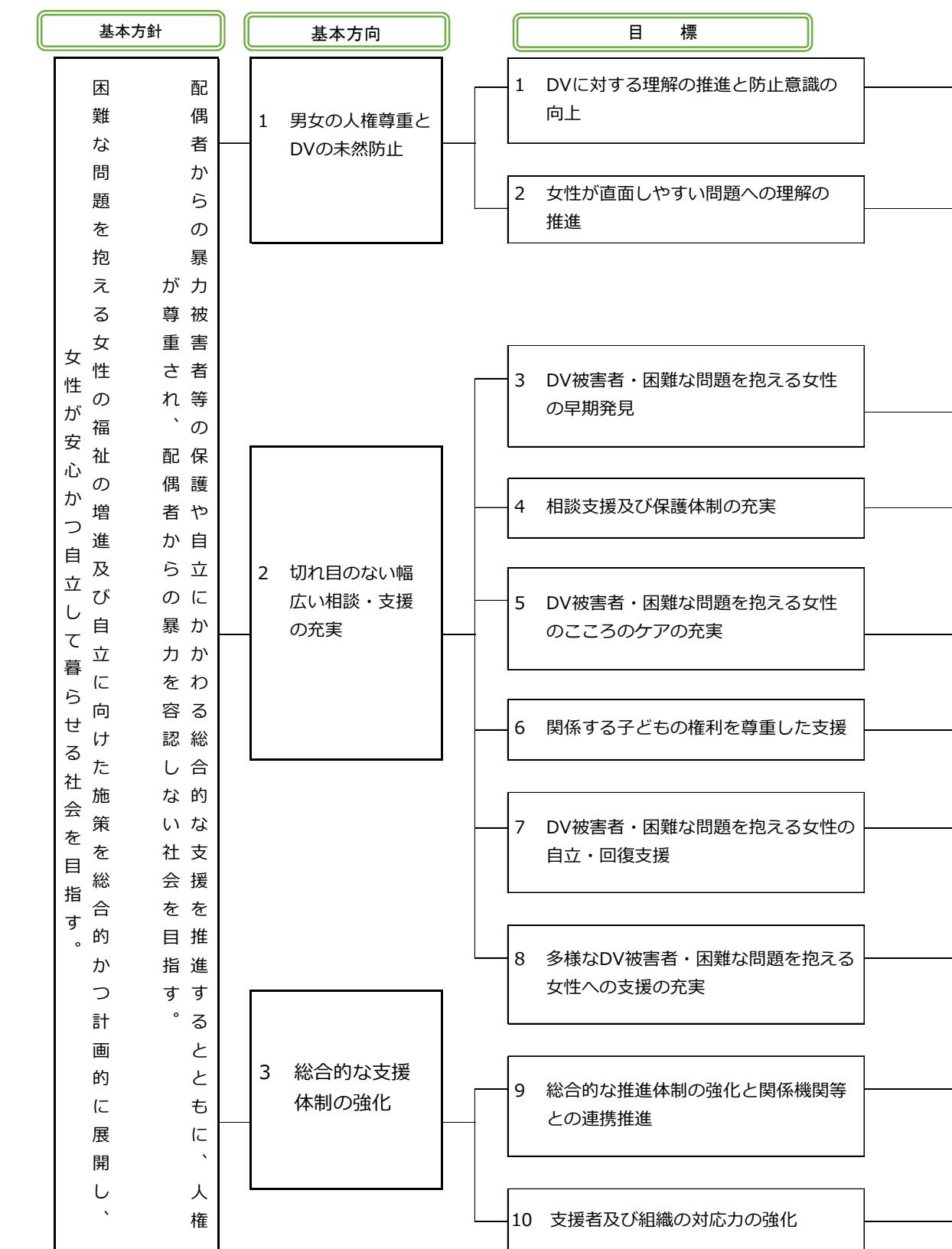
課題

- 民間支援団体が継続的に支援できるスキームが必要です。
- DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援のための組織・対応力の強化につながる取り組みが必要です。
- 直接支援する者だけでなく、DV 被害者や同伴児童に関わる可能性がある機関の職員も DV の理解が必要です。
- 女性が女性であることにより直面しやすい問題に関わる可能性がある関係機関・職員の理解と連携した支援が必要です。

第3章 計画の内容

1

DV防止・女性支援基本計画体系



施策の方向

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ① 市民への意識啓発の推進 | ④ 相談を通じた意識啓発 |
| ② 「デートDV」防止教育等の推進 | ⑤ 職員に向けたDV理解の推進 |
| ③ 多様な支援対象者に配慮した広報・啓発 | ⑥ 配偶者暴力に関する調査研究 |

- | |
|---------------------------------|
| ⑦ 市民への意識啓発の推進 |
| ⑧ 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発 |
| ⑨ 困難な問題を抱える女性の問題に関する調査研究 |
| ⑩ 女性が困難な問題を抱えないために、自立につながる機会の検討 |

- | |
|-------------------|
| ⑪ 通報体制の整備 |
| ⑫ 早期発見のための関係者への周知 |
| ⑬ 早期発見に向けた支援 |

- | | |
|----------------------|----------------|
| ⑭ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 | ⑯ 被害者等の安全確保 |
| ⑮ 相談支援体制の充実 | ⑰ 安心と安全に配慮した支援 |

- | |
|------------------|
| ⑯ 精神的な支援 |
| ⑯ 対象者の孤立防止のための支援 |

- | | |
|--------------|--------------|
| ⑳ 子どもの権利擁護 | ㉑ 保育・教育の支援 |
| ㉑ 子どものこころのケア | ㉒ 児童虐待対応との連携 |

- | |
|----------------|
| ㉔ 自立・回復に向けた支援 |
| ㉕ 住まいの確保のための支援 |
| ㉖ 就業支援 |

- | | |
|----------------|-------------------|
| ㉗ 外国につながる方への支援 | ㉙ 障害のある対象者への支援 |
| ㉘ 高齢の対象者への支援 | ㉚ 多様な状況にある対象者への支援 |

- | |
|-----------------------|
| ㉛ 総合的な府内連携の推進 |
| ㉜ 関係機関・民間団体との連携・協力の推進 |
| ㉝ 適正な苦情処理の実施 |

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ㉞ 支援者のスキルアップと育成支援 | ㉟ 支援者のメンタルヘルス |
| ㉟ 組織的対応のための体制整備 | ㉟ 二次的被害防止のための関係職員等への研修 |

2

施策を推進する事業

基本方向 1

男女の人権尊重と DV の未然防止

性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるとともに、配偶者からの暴力防止について、市民啓発と関係者への周知を推進し、暴力の未然防止を目指します。

目標 1 DV に対する理解の推進と防止意識の向上

DV

(1)-① 市民への意識啓発の推進

広く市民に対して、DV についての正しい理解が進むよう、DV には、具体的にどのような行為があるのか、また、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという意識啓発を若年層を始めとするすべての年齢層を対象に推進し、DV の未然防止に努めます。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------|
| 01 男女の人権を尊重するための啓発事業 | 男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実を進めます。 | 継続 | スポーツ市民局 教育委員会 |

●この章の見方●

「事業」・「内容」・・・各目標を推進する事業とその内容を掲げています。

「 方 向 性 」 ・・・以下の基準により、計画期間中の事項の方向性を掲げています。

| | |
|-----|--------------------------------------------|
| 新 規 | (令和7年度以降を始期として) 計画期間中に新たに実施することを目標とする事業 |
| 拡 充 | 計画期間中に質的・量的な充実を図ることを目標とする事業 |
| 継 続 | 計画期間中、継続して実施することを目標とする事業 |

DV

・・・DV 防止・被害者支援に関する施策の方向性を掲げています。

困難女性

・・・困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の方向性を掲げています。なお、掲載事業については、男女とも支援する事業であっても困難な問題を抱える女性への支援に資するものを掲げています。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------|
| 02 DV 根絶のための意識啓発事業 | <p>DV 防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図ります。また、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権を侵害する暴力の根絶を訴える「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日)を中心に、DV 根絶に関する講座・セミナー、パープルリボンキャンペーンや児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。</p> <p>さらに様々な媒体を活用して、若年層をはじめとするすべての年齢層に相談窓口等の情報が届くように努めます。</p> | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |
| 03 家庭における人権教育への支援 | 家庭における人権教育を支援するため、各種パンフレットを作成・配布します。 | 継続 | 教育委員会 |
| 04 発達段階に応じた意識啓発 | 性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるため、発達段階に応じたさらなる意識啓発を実施します。 | 拡充 | スポーツ市民局 子ども青少年局 教育委員会 |

(1)-② 「デート DV」防止教育等の推進

DV

デート DV[※]は将来の DV につながる危険性もあり、若年層に対して、デート DV 防止教育等の推進を図ることは、DV の防止に有効な手段であることから、デート DV 防止の啓発や人権尊重の意識を高める教育、男女平等意識を高める啓発・教育等を幅広い年齢層を対象として進めます。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------|
| 05 デート DV 防止等のための意識啓発事業 | <p>デート DV 防止啓発カードやハンドブックを配布するとともに、デート DV 防止に関する講座・セミナー等を行います。</p> <p>また、デート DV 防止の出張講座等を学校において実施し、大学・高校等と連携して、若年層を対象にしたデート DV 防止教育を進めます。</p> | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 教育委員会 |

※デート DV:婚姻関係にない交際相手との間に起こる様々な暴力をいう。

(1)-③ 多様な支援対象者に配慮した広報・啓発

DV

支援対象者が外国人であったり、障害があることによって、相談につながることが遅れたり、適切な支援が受けられないことがないよう、支援対象者に配慮した広報・啓発を進めます。

| 事業 | 内容 | 方向性 | 所管 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------|
| 06 外国人の被害者への配慮 | <p>DV 被害者の国籍に関わらず早期に相談機関に繋がり適切な支援が受けられるよう、多言語対応の啓発物を用いるなど、広報・啓発に努めます。</p> <p>名古屋市に住む外国人の方の日常生活に役立つ情報を掲載した名古屋市公式ウェブサイト(131 力国語に対応)等により、引き続き相談窓口の周知を図ります。</p> | 継続 | 市長室 スポーツ市民局 観光文化交流局 子ども青少年局 |
| 07 障害のある被害者への配慮 | DV 防止等に関する点字版リーフレットを作成するなど、障害のある被害者に配慮した広報・啓発を行います。 | 継続 | スポーツ市民局 健康福祉局 子ども青少年局 |

(1)-④ 相談を通じた意識啓発

DV

性別に基づく人権侵害の解消に向けて、様々な悩みに直面する人々が相談窓口を利用しやすいよう広く周知を図り、相談者の気持ちを尊重しながら、主体的に解決できるよう、支援や必要に応じた情報提供を関係機関と連携しながら行います。また、相談から見えてくる社会的な課題の把握に努めます。

| 事業 | 内容 | 方向性 | 所管 |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 08 女性のための総合相談（電話・面接・専門相談等） | 男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談において、相談者の女性の人権についての意識を高めつつ、直面する問題の解決に取組むとともに、女性の人権についての課題の把握に努めます。 | 継続 | スポーツ市民局 |
| 09 男性のための相談事業 | 家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するため、相談やセミナーを実施するとともに、男性の抱える課題の把握に努めます。 | 継続 | スポーツ市民局 |

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 10 配偶者暴力相談支援センター業務 | DV 被害者の性別に関わらず、相談につながるよう周知を行います。また、被害者からの相談業務・裁判所への保護命令申立て支援・事案に応じた関係機関の総合調整を始め、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への援助を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |

(1)-⑤ 職員に向けたDV理解の推進

DV

DVについては複合的な問題が含まれるため、被害者がそれぞれの問題の窓口となる行政機関に相談することが考えられることから、DVに関する相談窓口の職員に限らず様々な職場の職員に対し、被害者の人権や DV の特性等に関する理解を深めるために研修及び啓発を進めます。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------|
| 11 職員への研修 | 市職員（新規採用者、新任課長補佐、新任課長等）に対し、男女平等参画研修の中で、DVに対する理解をさらに深めるように努めます。 | 継続 | スポーツ市民局 |
| 12 教職員への研修 | 人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校(園)長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校(園)の全職員に広める取組みを行います。 | 継続 | スポーツ市民局 教育委員会 |

(1)-⑥ 配偶者暴力に関する調査研究

DV

DV 被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、引き続き調査研究を進めるとともに、DV 加害者対応の在り方について、DV 被害者とその子どもの安全・安心を確保するための有効な手法であるという認識のもと検討します。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 13 調査研究 | 男女平等参画基礎調査等において、DV やデート DV、困難な問題を抱える女性に関する実態把握に努めます。 | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |
| 14 加害者対応の在り方検討 | DV 被害者支援の一環として、加害者対応について国の動向を注視するとともに、他自治体の取り組みについて情報収集を行い、施策の在り方について検討します。 | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |

目標2 女性が直面しやすい問題への理解の推進

(2)-⑦ 市民への意識啓発の推進

困難女性

広く市民に対して、女性が女性であることで直面しやすい問題についての正しい理解が進むよう、若年層を始めとするすべての年齢層を対象に意識啓発を推進し、困難な状況に陥らないよう、未然防止や早期発見に努めます。

| 事業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|--------------------------------|------------------------------------------------|-----|-----------------------------|
| 04 (再掲) 発達段階に応じた意識啓発 | 性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるため、発達段階に応じたさらなる意識啓発を実施します。 | 拡充 | スポーツ市民局 子ども青少年局 教育委員会 |

(2)-⑧ 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発

困難女性

女性が抱える困難な問題に直面する方々が相談につながりやすいよう広く周知を図り、支援や必要に応じた情報提供を関係機関と連携しながら行います。また、相談から見えてくる社会的な課題の把握に努めます。

| 事業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 08 (再掲)女性のための総合相談(電話・面接・専門相談等) | 男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談において、相談者の女性の人権についての意識を高めつつ、直面する問題の解決に取組むとともに、女性の人権についての課題の把握に努めます | 継続 | スポーツ市民局 |
| 15 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発 | 適切な支援につながることができるよう各種相談窓口の周知を含め、より相談につながるよう新たな啓発物を作成し、効果的な手法により情報提供を実施します。 | 拡充 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |
| 16 思春期保健事業 | 学校等関係機関との連携により、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識普及や相談を行う思春期セミナー等を通じ、思春期及び次代の親となる子どもの健やかな育ちを支援します。 | 継続 | 子ども青少年局 |

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 17 女性の健康相談窓口 | 仕事や子育て等で忙しい世代の女性を含め、幅広い世代の女性のための健康相談を電話及びオンラインで実施します。 また、ポータルサイトで女性に限らず幅広い市民に対して女性の健康に関する広報・啓発を実施します。 | 新規 | 健康福祉局 |
| 18 性感染症の予防 | HIV／エイズ対策啓発ポスターの掲示、リーフレットを作成・配布するとともに、HIV／エイズ講習会・研修会を実施します。 | 継続 | 健康福祉局 |
| 19 犯罪被害者等支援事業 | 総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした性犯罪をはじめとする犯罪被害者等に対する支援を実施します。 | 継続 | スポーツ市民局 |

困難女性

(2) -⑨ 困難な問題を抱える女性の問題に関する調査研究

困難な問題を抱える女性の実態把握や自立支援に寄与するため、調査研究に努めます。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|------------------------|------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 13 (再掲) 調査研究 | 男女平等参画基礎調査等において、DV やデート DV、困難な問題を抱える女性に関する実態把握に努めます。 | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |

困難女性

(2)-⑩ 女性が困難な問題を抱えないために、自立につながる機会の検討

女性が女性であることで直面する問題について周知を図り、困難な問題を抱える状況に陥らないように努めるとともに、困難な問題が積みあがる前に自立につながるような機会の検討を行います。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 20 男女平等参画推進センターにおける就業支援 | 男女平等参画推進センター等において、就労支援セミナー等を実施します。 | 継続 | スポーツ市民局 |
| 21 児童自立生活援助事業 | 児童養護施設等を退所して就職や就学する児童等へ相談その他日常生活上の援助・就業の支援等を行うことにより社会的自立の促進を図ります。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 22 子ども・若者総合相談センター | 困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS※相談を実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 16 (再掲)思春期保健事業 | 学校等関係機関との連携により、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識普及や相談を行う思春期セミナー等を通じ、思春期及び次代の親となる子どもの健やかな育ちを支援します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 23 自殺対策事業 | すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことのできる社会を実現するため、「自殺の予防」「自殺の防止」「自死遺族に対する支援」という3つの視点から取り組みを推進します。 | 継続 | 健康福祉局 |

※ SNS(リーシャル・ネットワーキング・サービス):友人、知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

| 事業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 24 重層的支援体制整備事業 | 包括的相談支援チームを区ごとに配置し、複雑化・複合化した生活課題を抱えている世帯や必要な支援が届いていない世帯に対して、「多機関による協働支援」、「アウトリーチによる継続的な支援」、「参加支援・地域づくり」を一体的に実施します。 | 継続 | 健康福祉局 |
| 19 (再掲)犯罪被害者等支援事業 | 総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした性犯罪をはじめとする犯罪被害者等に対する支援を実施します。 | 継続 | スポーツ市民局 |

基本方向 2

切れ目のない幅広い相談・支援の充実

DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の安心と安全に配慮した支援のために、早期発見、相談への対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、多くの段階にわたって、対象者を孤立させない、切れ目のない幅広い相談・支援の充実を目指します。

目標 3 DV 被害者・困難な問題を抱える女性の早期発見

(3)-⑪ 通報体制の整備

DV・困難女性

DV は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者が加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めるこことをためらうことも考えられます。また、困難な問題を抱える女性についても様々な理由から支援を求めるこをためらうことも考えられるため、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にある方と連携し、対象者の早期発見に努めます。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------|
| 25 医療関係者との連携 | DV 被害者等を発見しやすい立場である医療関係者向けの啓発物を作成するなど、適切な通報が行われるよう、医療機関との連携を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 26 消防関係者との連携 | 救急搬送において、DV 被害等が疑われるケースの通報について、配偶者暴力相談支援センター等と連携して対応します。 | 継続 | 子ども青少年局 消防局 |
| 27 大学や支援関係機関との連携 | 若年対象者をはじめ、DV 被害者や困難な問題を抱える女性を発見しやすい立場にある大学や支援関係機関を対象として、相談窓口の新たな啓発物を作成し、効果的な手法により周知を行うことで、配偶者暴力相談支援センター等とのさらなる連携を行います。 | 拡充 | 子ども青少年局 |

(3)-⑫ 早期発見のための関係者への周知

DV・困難女性

学校・幼稚園・保育所等、高齢者や障害者にかかる地域の相談支援機関、民生委員・児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務等を行う中で、DV被害者等を発見しやすい立場にあると考えられるため、周知の機会を積極的にとらえて、理解の深化を図り、連携を進めます。

| 事業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------|
| 28 地域の関係機関や保健・福祉関係者との連携 | DV被害等の早期発見・早期対応のために、学校・幼稚園・保育所等、民生委員・児童委員等の地域の関係機関及び重層的支援の包括的相談支援チーム、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、ホームヘルパーや保健師等、居宅訪問の機会を通じて被害者等を発見しやすい立場にある保健・福祉関係者に対して、周知の機会を通じて連携を進めます。 | 継続 | スポーツ市民局 健康福祉局 子ども青少年局 教育委員会 |
| 29 人権擁護機関との連携 | 法務省の人権擁護機関は、DV事案等を認知した場合は人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることとされていることから、連携を行います。 | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |

(3)-⑬ 早期発見に向けた支援

困難女性

困難な問題を抱える女性について様々な理由から支援を求めるこことをためらうことも考えられるため、相談につながっていない方、つながりにくい方の早期発見に向けた支援に取り組みます。

| 事業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 30 若年女性へのアウトリーチ事業 | 相談につながりにくい、つながっていない対象者を発見し、問題の解決や自立に向けた相談につながるよう繁華街やSNS上で見回りや初期相談を実施します。 | 新規 | 子ども青少年局 |

目標4 相談支援及び保護体制の充実

DV

(4)-⑭ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者からの相談を受けるのみならず、DV被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす機関です。DV被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うため、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への対応ができるよう、外部のスーパーバイザーの活用等コンサルテーション※機能のより一層の充実を進めます。

| 事業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 10 (再掲) 配偶者暴力相談支援センター業務 | DV被害者の性別に関わらず、相談につながるよう周知を行います。DV被害者からの相談業務・裁判所への保護命令申立て支援・事案に応じた関係機関の総合調整を始め、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への援助を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 31 DVに関する研修 | 相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修に加えて、法律問題や事例検討等専門的な研修を実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 32 コンサルテーション機能の充実 | 区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。 さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。 | 拡充 | 子ども青少年局 |
| 33 DV被害者ホットライン事業 | 土日祝日の電話による相談を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 34 深夜帯におけるDV相談事業 | 本市において相談窓口が手薄になる深夜帯のDV相談体制について検討します。 | 新規 | 子ども青少年局 |

※コンサルテーション:この計画においては、区役所・支所等から支援困難事案や緊急事案等への対応について、相談を受け援助を行うことを指す。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|--------------------------|--------------------------------------|-----|---------|
| 35 関係機関連携会議の実施 | 必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |

(4)-⑯ 相談支援体制の充実

DV・困難女性

相談窓口においては、DV被害者等の抱える問題や背景（貧困、障害、部落差別、外国人等の様々な困難）を的確に理解し、DV被害者等が複合的に困難な状況に置かれていることに配慮しながら、適切な助言や情報提供を始め、保護や自立に係る支援につなげる必要があります。そのため、支援者の育成や組織の対応力向上に努めるとともに、関係部署が連携した支援を行うことにより、DV被害者等の置かれた状況に配慮した的確な相談対応を行います。

また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多くの相談に対応できるよう検討します。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 36 困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実 | 相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修など、困難を抱える女性への支援について幅広く知識の獲得や支援スキルの向上のための研修を実施します。 | 拡充 | 子ども青少年局 |
| 37 SNSを活用した相談 | DV被害を受けていても相談窓口につながっていない若年層を始めとする被害者が相談しやすいよう、SNSを活用した相談を実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 32 (再掲) コンサルテーション機能の充実 | 区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。 さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。 | 拡充 | 子ども青少年局 |

第3章 計画の内容

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 38 専門家（弁護士）との連携 | 愛知県弁護士会と連携し、DV 相談等の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV 相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多く、また幅広い相談に対応できるようになります。 | 拡充 | 子ども青少年局 |
| 39 なごや妊娠 SOS | 思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINE による相談を実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 35 (再掲) 関係機関連携会議の実施 | 必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 17 (再掲) 女性の健康相談窓口 | 仕事や子育て等で忙しい世代の女性を含め、幅広い世代の女性のための健康相談を電話及びオンラインで実施します。 また、ポータルサイトで女性に限らず幅広い市民に対して女性の健康に関する広報・啓発を実施します。 | 新規 | 健康福祉局 |
| 40 被害者等の安心・安全に配慮した相談・支援 | DV 被害者が諸手続きのために複数の窓口に出向いて、繰り返し DV 被害について説明することは、加害者と遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担になることから、諸手続きを行うに際し、一定の場所に関係部署の担当者がお出向くなどの配慮（ワンストップサービス）をして支援を行います。 | 継続 | 関係局 |

DV・困難女性

(4)-⑯ 被害者等の安全確保

DVは被害者のみならず、その子どもや親族の生命・身体の安全も脅かすおそれがある重大な問題であるため、安全確保を最優先として、関係機関や民間団体等と連携し支援を進めます。同様に、困難な問題を抱える女性についても生命・身体の安全を脅かすおそれがある場合もあるため、安全確保を最優先として、関係機関や民間団体等と連携し支援を進めます

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 41 一時保護所での保護 | DV被害者等の安全確保等のため、一時保護が必要な場合に、愛知県女性相談支援センターや愛知県警察と連携し、安全かつ迅速に一時保護を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 42 緊急宿泊事業 | 緊急時における安全確保等のために、必要やむを得ない場合「一時保護」に先行して、緊急に保護を必要とするDV被害者等を対象に宿泊場所の提供を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 43 民間シェルターへの支援 | DV被害者等のためのシェルターを運営する民間団体に家賃補助を行い、緊急に保護を必要とするDV被害者等の安全な場の確保に努めます。 さらに民間団体が実施する先進的な支援の取組を活用し、DV被害者等支援を図ります。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 44 施設における緊急保護 | 必要に応じて、保護が可能な施設においてDV被害者等の緊急保護を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 45 多様な状況にある被害者的安全確保 | DV被害者の性別に関係なく、緊急時における安全の確保が必要な場合の一時的な避難場所の提供を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |

(4)-⑯ 安心と安全に配慮した支援

DV・困難女性

DV被害者等の自立支援は、DV被害者等及びその関係者の安全確保を図ることが重要であるため、DV被害者等の住所や居所等の個人情報のほか、その支援を行う施設や団体の所在地等、DV被害者等にかかる情報について、適切な管理に努めます。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------|
| 46 DV被害者等にかかる情報管理 | DV被害者等の支援に関わる関係局、関係機関において、DV被害者等の個人情報保護及び情報の適切な管理を行います。 | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 はじめ関係局 |
| 47 DV被害者とその関係者情報保護にかかる支援 | 配偶者暴力相談支援センターを始めとするDV被害者支援に関わる関係部署において、住民基本台帳事務や国民年金などにおける被害者情報を保護するための支援策について、事案に応じ、DV被害者とその関係者に対し、情報提供を行います。 | 継続 | 財政局 スポーツ市民局 健康福祉局 子ども青少年局 はじめ関係局 |

目標5 DV被害者・困難な問題を抱える女性のこころのケアの充実

(5)-⑯ 精神的な支援

DV・困難女性

DV被害者は、繰り返される暴力の中で、身体的な怪我のほかPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることや追跡の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もあります。また、性暴力被害者は相談をためらいがちで、長期に渡る心身の不調から複合的な困難な問題を抱える場合もあります。被害者等の心身の回復のための支援の充実を図ります。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 48 女性のための総合相談におけるカウンセリング事業 | 男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、必要に応じ、臨床心理士等によるカウンセリング事業を行います。 | 継続 | スポーツ市民局 |
| 49 女性のための総合相談(女性の自立のためのグループプログラム等) | 男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、DVの理解、セルフケア等について理解を深める講座等を行います。 | 継続 | スポーツ市民局 |
| 50 親子支援プログラム事業 | DVのある環境から離れ、地域生活を始めたDV被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 51 DV被害者のためのサポートグループ事業 | DV被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報を交換することにより、精神的な回復を図ります。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 52 DV被害者とその子どものための心理的ケア | DV被害者とその子どものための心理的ケアとして実施している親子カウンセリング事業について、今後、より長い期間のケアが実施できるよう検討します。 | 拡充 | 子ども青少年局 |
| 53 性暴力被害者等の心理的ケア | 性暴力被害者等の中長期的な心理的ケアとして専門家によるカウンセリング事業の実施に向けて検討します。 | 新規 | 子ども青少年局 |

第3章 計画の内容

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 54 精神保健福祉センター等による支援 | 精神保健福祉センターや保健センターは、身近な相談機関として、こころの健康に関する相談に応じ、医療機関等と連携して精神的支援を行います。 | 継続 | 健康福祉局 |
| 55 犯罪被害者等のための精神医療支援 | 犯罪被害により精神医療機関を受診した場合、医療費自己負担額の半額を支給します。 | 継続 | スポーツ市民局 |

(5)-⑯ 対象者の孤立防止のための支援

DV・困難女性

DV被害者等は、避難をする場合に、それまでに築いた地域社会との関わり、そこでの人間関係等も失うことになり、新たな場所で生活を始めることがことなることから、将来への不安や孤立感等が解消されるよう、見守りながら継続的に支援を行います。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 56 見守り・同行支援事業 | 一時保護所や母子生活支援施設を退所した後など、地域で自立生活を始めた被害者を継続して支援していくために、電話相談や家庭訪問、裁判所等への付き添いなどを行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 30 (再掲)若年女性へのアウトリーチ事業 | 相談につながりにくい、つながっていない対象者を発見し、問題の解決や自立に向けた相談につながるよう繁華街やSNS上の見回りや初期相談を実施します。 | 新規 | 子ども青少年局 |
| 50 (再掲)親子支援プログラム事業 | DVのある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |

目標6 関係する子どもの権利を尊重した支援

(6)-⑩ 子どもの権利擁護

DV・困難女性

安全確保を優先するため DV 被害者等とともに子どもが避難した場合、その子どもの意思が十分に考慮されないことがあることから、子ども一人一人が尊重されるよう権利の保障を図ります。さらに、支援者が被害者だけでなく子どもも被害当事者であるという認識をもつて支援を行う必要があるため、子どもの権利について理解を深める取組を行います。

| 事業 | 内容 | 方向性 | 所管 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 57 子どもの権利擁護機関の運営 | 子どもの権利侵害に関する相談等に対応する独立性が担保された第三者機関を運営するとともに、子どもの権利に関する普及啓発を推進します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 58 子どもの権利擁護機関との連携 | 安全確保のために DV 被害者等と避難した子どもに対して子どもの権利擁護機関の情報を提供する等して、子どもの権利保障を図ります。 また、支援者が子どもの権利を意識した支援ができるよう、理解を深めるための研修等を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |

(6)-㉑ 子どものこころのケア

DV・困難女性

児童虐待の防止等に関する法律では、子どもが同居する家庭において、DV 等子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待（心理的虐待）にあたるとされています。

さらに直接的な暴力を受けていることもあるため、傷ついた子どものこころのケアを行います。

| 事業 | 内容 | 方向性 | 所管 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 59 DV で避難した子どもへのこころのケア | 被害者と避難し、生活が大きく変化したことにより不安を抱える子どもの気持ちに寄り添えるよう、リーフレットなどを活用し、心理的ケアを行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 60 児童相談所による子どもへの心理的ケア | 子どもの心理的ケアを実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 50 (再掲)親子支援プログラム事業 | DVのある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 52 (再掲) DV 被害者とその子どものための心理的ケア | DV被害者とその子どものための心理的ケアとして実施している親子カウンセリング事業について、今後、より長い期間のケアが実施できるよう検討します。 | 拡充 | 子ども青少年局 |

(6)-② 保育・教育の支援

DV・困難女性

避難に伴う学校・幼稚園・保育所等の転園（校）により、子どもの生活環境が一変することは、子どもにとって大きな精神的負担になっていると考えられます。子どもが抱える不安や悩みを、関係機関が適切に受け止め、新たな環境で健やかに過ごすことができるよう連携して支援を進めます。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 61 保育所等の利用にかかる配慮 | 保育所等の利用調整において、児童福祉の観点から、DV被害者の世帯に対する優先的な配慮を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 62 ひとり親家庭等への大学受験料等補助 | 経済的困難を抱えるひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料及び模試費用の補助を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 63 ひとり親家庭の通学支援としての自転車駐輪場の利用料金負担軽減補助 | ひとり親家庭の高校生が通学するための、地下鉄駅に設置された有料自転車駐輪場の定期駐車券購入にかかる費用補助の実施に向けて検討します。 | 新規 | 子ども青少年局 |
| 64 ひとり親家庭の高校生通学定期補助 | ひとり親家庭の高校生の通学定期購入にかかる費用補助の実施に向けて検討します。 | 新規 | 子ども青少年局 |

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------|
| 65 ハートフレンドなごやでの教育相談事業 | 子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、子ども及びその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を行います。必要に応じて、児童相談所をはじめとした他の相談機関と連携を図ります。 | 継続 | 教育委員会 |
| 66 なごや子ども応援委員会の運営 | さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置し、幼少期から途切れのない支援を行います。 | 継続 | 教育委員会 |
| 67 スクールカウンセラーの配置 | 子どものさまざまな悩みや心配事に対応するため、スクールカウンセラーを幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校に配置し、支援を充実します。 | 継続 | 教育委員会 |
| 68 就学援助 | 経済的に困窮している小中学生の保護者に対して学用品などの費用を援助します。 | 継続 | 教育委員会 |
| 69 中学生の学習支援事業 | ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生を対象に、学習習慣の定着や高校進学を目指した学習会を開催するとともに、児童の居場所づくりや保護者の養育支援等を総合的に実施します。 | 継続 | 健康福祉局 子ども青少年局 |

DV・困難女性

(6)-②③ 児童虐待対応との連携

子どもの面前でのDVは、子どもの心理的虐待となることに加え、DV被害がある場合、子どもへの直接的な虐待の防止が困難になる傾向があるため、DV対応と児童虐待対応の連携した対応が必要となります。また、円滑な連携のために、双方の機関の職員がDVと児童虐待の特性や関連性を始め、機関の役割等について相互に理解し、包括的な支援を行います。さらに、被虐待経験者への支援につなげる事業を検討します。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 70 DV 対応と児童虐待対応の連携 | DV 対応と児童虐待対応の担当職員等がDVと児童虐待の特性や関連性に関してそれぞれの研修を通じて理解し、早期発見に努めるとともに、DVと児童虐待が併存する場合は連携して対応します。今後は、円滑な連携のためのより実効性のある方策について取組を進めます。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 71 児童相談所等における相談支援 | 児童相談所等において、養護（児童虐待）・保健・非行・育成（不登校・しつけ等）などの相談支援を実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 72 児童相談所の体制強化 | 被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童相談所における人材育成体制を強化します。 | 拡充 | 子ども青少年局 |
| 73 区役所・支所における児童虐待等への機能強化 | こども家庭センターとしての支援体制整備を進めるため、統括支援員及び児童相談所と兼務の児童福祉司のさらなる配置に向けて検討します。 | 拡充 | 子ども青少年局 |
| 74 児童虐待防止における関係機関の連携 | 児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整（なごや子どもサポート連絡協議会等）、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |

| 事業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 75 名古屋市児童を虐待から守る条例の推進 | 「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 76 被児童虐待経験者への支援 | 被児童虐待経験があるが、社会的養護につながらなかった人を主な対象とした相談窓口の設置等を行い、その後の支援につなげる事業の実施に向けて検討します。 | 新規 | 子ども青少年局 |
| 77 なごやっ子 SOS | 児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |

目標7 DV被害者・困難な問題を抱える女性の自立・回復支援

(7)-②4 自立・回復に向けた支援

DV・困難女性

自立に向けた支援は、主に区役所・支所において、事案に応じて実施します。ひとり親家庭支援策を始め、児童の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の実施、生活保護が必要な方への適切な適用や生活困窮者自立支援事業等の活用による自立支援を行います。また、困難な問題を抱える若者等の自立や回復につながる支援を行います

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 78 ひとり親家庭等に対する総合的な相談支援 | 施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭等への総合的な相談支援を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 79 児童扶養手当等の支給 | ひとり親家庭等の収入を補完するための手当の支給による支援をします。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 80 ひとり親家庭等医療費助成 | ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 81 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | 生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 82 名古屋市寡夫福祉資金の貸付 | 寡夫世帯を対象に生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 83 母子生活支援施設における支援 | DV被害者等とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 84 社会的養護自立支援拠点事業 | 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた人等の孤立を防ぐため、関係機関との連絡調整を行うとともに、一時的に滞在する居住支援、生活支援を行う拠点の設置に向けて検討します。 | 新規 | 子ども青少年局 |

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 22 (再掲) 子ども・若者総合相談センター | 困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS相談を実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 85 若者自立支援ステップアップ事業 | 就労に対し困難を有する若者に対し、就労意欲の醸成・確立をはかるため、市内2カ所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施するほか、電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会やライフプラン作成相談等の親支援サービスを実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 86 繁華街における子ども・若者の居場所づくり事業 | 家庭や学校等に自分の居場所が見つからない子ども・若者が、繁華街において気軽に集まり安心して過ごせる居場所を屋外型で提供します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 87 こども・若者シェルター開設 | 様々な状況により家庭等に居場所がない主に10代から20代までのこども・若者が、繁華街等で犯罪等に巻き込まれる状況があるなか、年齢等の事情により施設入所等の対象となる者などが宿泊できる居場所となる「こども・若者シェルター」の設置に向けて検討します。 | 新規 | 子ども青少年局 |
| 88 特定妊婦訪問支援事業 | 精神的不安定等、複数のハイリスク要因を抱える妊産婦に対して、助産師が継続的な家庭訪問による支援を実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 89 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ひとり親家庭の親子の就職を困難にしている学歴の問題を解消し、正規雇用を中心とした就業につなげるため、高等学校卒業程度認定試験に向けた講座受講費用の一部を支給します。 | 継続 | 子ども青少年局 |

第3章 計画の内容

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 90 生活困窮者の自立支援 | 複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別的で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行います。 | 継続 | 健康福祉局 |
| 91 生活福祉資金の貸付 | 低所得者、障害者又は高齢者に対し、必要に応じた資金の貸付けと必要な相談支援を行います。 | 継続 | 健康福祉局 |
| 92 犯罪被害者等への支援金、見舞金 | 犯罪被害により当面必要な経費に充てるための費用を支給します。また、遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に見舞金を支給します。 | 継続 | スポーツ市民局 |
| 93 犯罪被害者等への日常生活支援 | 犯罪被害により、日常生活に支障を來した被害者やその家族、遺族の居宅へヘルパーの派遣や食事の配達等の支援を行います。 | 継続 | スポーツ市民局 |

(7)-㉕ 住まいの確保のための支援

DV・困難女性

DV被害者等の自立を支援するためには、居住の安定を図ることは極めて重要です。配偶者暴力相談支援センター等の支援機関では、被害者等に対し、住宅の確保についての情報提供等を行うとともに、市営住宅への入居に際して、被害者等の自立支援のため優先入居の制度の活用を図ります。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------|
| 94 市営住宅を活用した支援 | DV被害者等の一時的な滞在場所として市営住宅を提供します。また、その後の生活再建に向け、居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅への入居に際して、一般募集とは別に、被害者向け等の募集を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 住宅都市局 |

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 95 住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進 | DV 被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化を図るため、入居相談や生活支援等の居住支援サービスが適切に提供される仕組みづくりを進めます。 | 継続 | 住宅都市局 |
| 83 (再掲)母子生活支援施設における支援 | DV 被害者等とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 96 妊産婦等生活援助事業 | 家庭生活に困難を抱え、居場所のない妊産婦等に対し、一時的な住まいを提供し、安全な出産をすることができる環境を整えるとともに、その後の養育に係る情報提供等の支援を行います。 | 新規 | 子ども青少年局 |
| 97 ひとり親家庭転居費用補助金 | ひとり親家庭の住環境や家計の改善のため、賃貸住宅等への転居にかかる費用補助の実施に向けて検討します。 | 新規 | 子ども青少年局 |

(7)-㉖ 就業支援

DV・困難女性

DV 被害者等の自立を支援する上で、就業支援を促進することは極めて重要です。配偶者暴力相談支援センターを始め支援機関は、DV 被害者等の状況に応じて、ハローワーク、仕事・暮らし自立サポートセンター等様々な就業支援機関等に関する情報提供を行い、当該関係機関と連携して、就業に向け支援を進めます。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------|-----|---------|
| 20 (再掲)男女平等参画推進センターにおける就業支援 | 男女平等参画推進センター等において、就労支援セミナー等を実施します。 | 継続 | スポーツ市民局 |
| 98 ジョイナスナゴヤにおける就業支援 | 就業相談（キャリアカウンセリング）、自立支援プログラム策定、心理カウンセリングを実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |

第3章 計画の内容

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------|
| 99 職業紹介等 | 就業促進活動、求人情報提供、就業支援講習会、就業相談等、ひとり親家庭等一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな就業支援を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 100 自立支援給付金事業 | ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 101 若者自立支援ジャンプアップ事業 | 就労に対し困難を有する若者の職業的自立に向け、社会体験機会の提供及び相談対応のほか就職活動・就労に必要となるコミュニケーション能力や基礎的技術を習得するための各種プログラムを提供する「なごや若者サポートステーション（厚生労働省事業）」を活用した就労支援事業を実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 102 若者・企業リンクサポート事業 | 就労に対し困難を有する若者に対し、就職先に合わせて若者本人のスキルを向上させる就労支援のみならず、若者本人の特性等に合った企業をマッチングすることや、就職後も職場定着がはかられるよう、企業側へ働きづらさの解消に向けた助言等を行うなど、若者と企業の双方を支援します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 103 一体的就労支援事業 | ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、一体的な就労支援を行います。 | 継続 | 健康福祉局 子ども青少年局 |
| 90 (再掲)生活困窮者の自立支援 | 複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別的で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行います。 | 継続 | 健康福祉局 |

| 事業 | 内容 | 方向性 | 所管 |
|--------------------------------------|----------------------------|-----|-----|
| 104 なごやジョブサポートセンターにおける就業支援 | 職業紹介や就職準備セミナーなどの就業支援を行います。 | 継続 | 経済局 |

目標8 多様なDV被害者・困難な問題を抱える女性への支援の充実

配偶者暴力防止法において、職務関係者は、被害者等の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないとされており、それを踏まえ、被害者個々の立場、状況に十分配慮して相談支援を行います。

DV被害者等が高齢者又は障害者である場合は、高齢者虐待又は障害者虐待にも該当する場合があることを認識し、これらの虐待に関する相談支援機関とも十分な連携を図り、支援を進めます。また性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の被害者等多様な状況にあるDV被害者の相談、支援についても十分な配慮が必要なことから、支援者の理解の深化を図ることが必要です。さらに、DVは、他の家族等への暴力の可能性もあることから、関係機関との連携を進めます。

国の女性支援基本方針において、困難な問題を抱える女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、支援の対象者となるとされており、それを踏まえて相談支援を行います。

(8)-⑦ 外国につながる方への支援

DV・困難女性

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 105 女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業 | 日本語による意思疎通が十分にできない被害者等が相談に来た際に、社会福祉事務所等へ通訳者を派遣し円滑に相談できるよう努めます。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 106 多言語による各種相談等 | 名古屋国際センターでは、法律相談や心のカウンセリング、トリオホン等を活用した生活相談等の多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等）による各種相談事業を推進します。 | 継続 | 観光文化交流局 |
| 107 日本語教育相談センターでの相談事業 | 外国人児童生徒の「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」への就学相談及び翻訳・通訳派遣等を通じた支援を行い、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応を図ります。 | 継続 | 教育委員会 |

(8)-㉙ 高齢の対象者への支援

DV・困難女性

| 事業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------|
| 108 社会福祉事務所、いきいき支援センター等による連携した支援 | 高齢のDV被害者等に対して、配偶者暴力相談支援センターを始め、社会福祉事務所、いきいき支援センター等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。 | 継続 | 健康福祉局 子ども青少年局 |
| 109 高齢者虐待相談センターにおける相談支援 | 高齢者虐待相談センターでは、DV被害も含めた高齢者虐待について相談を受け、社会福祉事務所やいきいき支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。 | 継続 | 健康福祉局 |
| 110 高齢者就業支援センター | 高齢者が社会の担い手として活躍できるように就業に関しての相談や情報提供、技能講習などの就業支援を行います。 | 継続 | 健康福祉局 |

(8)-㉚ 障害のある対象者への支援

DV・困難女性

| 事業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------|
| 111 社会福祉事務所、保健センター等による連携した支援 | 障害のあるDV被害者等に対して、配偶者暴力相談支援センターを始め、社会福祉事務所、保健所等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。 | 継続 | 健康福祉局 子ども青少年局 |
| 112 障害者虐待相談センターにおける相談支援 | 障害者虐待相談センターでは、DV被害も含めた障害者虐待について相談を受け、社会福祉事務所や障害者基幹相談支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。 | 継続 | 健康福祉局 |
| 113 障害者基幹相談支援センターにおける相談支援 | 障害者の身近な相談窓口を各区に設置することで、障害者（児）とその家族の方の地域における生活を支援します。 | 継続 | 健康福祉局 |

(8)-⑩ 多様な状況にある対象者への支援

DV・困難女性

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 114 性的少数者(セクシユアル・マイノリティ)のDV被害者の理解と配慮 | 性的少数者(セクシユアル・マイノリティ)の被害者の相談、支援について、それぞれの状況に配慮した支援ができるよう支援者に対して研修等を通じて理解を深め、適切に対応します。 | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |
| 115 部落差別への理解と配慮 | 支援者が部落差別について正しい理解と認識を深めるための研修等を実施し、差別に配慮した支援と適切な対応に努めます。 | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |
| 116 文化センターにおける各種事業 | 地域社会全体の中での福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての各種事業（生活相談・高齢者相談等の各種相談、人権に関わる啓発事業、保健福祉・教養文化等の各種講座・教室の開催）を実施します。 | 継続 | スポーツ市民局 |
| 117 犯罪被害者等総合支援窓口 | 犯罪被害者等からの相談に応じ、希望や必要に応じて同行支援を行い、本市支援事業を活用した支援を行うほか、支援が受けられる関係機関の案内を実施します。 | 継続 | スポーツ市民局 |

基本方向3**総合的な支援体制の強化**

DV防止・女性支援基本計画を推進していくため、DV防止法に基づく関係機関・民間団体等から構成される配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する協議会や女性支援新法に基づく支援調整会議を開催するなど連携を推進します。また、支援者向けの研修の充実など組織的対応力の向上を図るとともに、総合的な支援体制の強化を目指します。

目標9 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進**(9)-⑩ 総合的な庁内連携の推進**

DV・困難女性

DVや女性が抱える困難な問題には、複合的な問題が含まれており、ひとつの機関のみで支援を行うことは困難であるため、重層的な庁内会議において必要な情報共有を図るとともに、被害者等の支援にかかる協議を行い、DV防止・女性支援計画に基づく施策・事業の進行管理に努め、庁内の連携を進めます。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 118 庁内連携の推進 | <p>「名古屋市男女平等参画推進協議会」では、DV防止をはじめとした男女平等参画の推進にかかる施策の総合的な企画及び連絡調整に関する事項について調査審議し、全庁的な対策を進めます。</p> <p>また、庁内連絡会議において、関係局における取組み等に関する情報共有を図り、計画に基づく施策が効果的に推進されるよう、関係局の連携等を進めます。</p> | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |

DV・困難女性

(9)-32 関係機関・民間団体との連携・協力の推進

DV被害者等を早期発見し、適切な保護、自立に繋げていくため、関係機関と相互に十分な連携を図りながら対応します。また、DV被害者等支援に関する豊富な経験や専門知識を有する民間団体の理解と協力は重要であり、DVの防止や困難な問題を抱える女性の相談、保護、同行支援に至る様々な場面で民間団体が行う先進的な取組も活用して、緊密に連携を図ります。

| 事業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 119 関係機関・民間団体との連携 | <p>法に基づくDV被害者支援協議会及び女性支援調整会議を新たに立ち上げ、関係機関・民間団体の取組が効果的に機能するよう各構成機関等の取組の共有等を行い、連携を進めます。</p> <p>また、それぞれの実務者会議を新たに立ち上げ、より具体的な取組についても連携を進めます。</p> | 拡充 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |
| 35 (再掲) 関係機関連携会議の実施 | 必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 120 愛知県女性相談支援センターとの連携 | DV被害者等の安心と安全の確保のため、一時保護を行う愛知県女性相談支援センターと緊密に連携して支援します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 121 警察との連携 | DV被害者等の安心と安全のため、愛知県警察が主催する「ストーカー・DV等関係機関連絡会議」に参画し意見交換を行うなど、愛知県警察と緊密に連携することで被害の防止を図るとともに、緊急対応を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 122 DV被害者支援団体との連携・協力 | <p>DV被害者等の支援に関し、経験の豊富な民間団体との連携によるDV被害者等の安全確保のため、ニーズに合わせて補助を拡充します。</p> <p>より一層の連携・協力を図り、民間団体の支援を行います。</p> | 拡充 | 子ども青少年局 |

| 事業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 123 他の自治体との広域的連携 | 広域的な連携等に関して、愛知県女性相談支援センターや関係する自治体との連携を十分に図って支援します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 38 (再掲)専門家(弁護士)との連携 | 愛知県弁護士会と連携し、DV相談等の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多く、また幅広い相談に対応できるようにします。 | 拡充 | 子ども青少年局 |
| 74 (再掲)児童虐待防止における関係機関の連携 | 児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整(なごや子どもサポート連絡協議会等)、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |

(9)-⑬ 適切な苦情処理の実施

DV・困難女性

申出のあった苦情について、適切かつ迅速に対応し、職務執行の改善に反映するよう努めます。

| 主な事項 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|------------------------|------------------------------------|-----|--------------------|
| 124 苦情処理の取組み | 男女平等参画苦情処理制度等を活用して、適切かつ迅速な対応を行います。 | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |

目標 10 支援者及び組織の対応力の強化

DV・困難女性

(10)-⑩ 支援者のスキルアップと育成支援

適切な支援には、新しい課題や制度等について、十分な理解が必要です。

DV被害者等の支援を進めるにあたっては、相談・保護・自立・心身の回復までを視野に入れた切れ目のない支援が重要であり、公的機関・民間団体の支援者が共通理解と相互信頼を深め、支援者のスキルアップ・組織的対応力の強化等のための研修の充実を図ります。

また、支援者の育成支援に取り組みます。

| 事 業 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 31 (再掲) DVに関する研修の充実 | 相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修に加えて、法律問題や事例検討等専門的な研修を実施します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 32 (再掲) コンサルテーション機能の充実 | 区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。 | 拡充 | 子ども青少年局 |
| 36 (再掲) 困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実 | 相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修など、困難を抱える女性への支援について幅広く知識の獲得や支援スキルの向上のための研修を実施します。 | 拡充 | 子ども青少年局 |
| 125 支援者への研修 | 支援に関する職員や公的機関・民間団体の支援者の知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。 また、困難を抱える女性への支援についても、知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。 | 拡充 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |
| 126 支援者の育成 | 民間団体での支援の活動を活発にしていくため、支援者養成研修の実施に向けて検討します。 | 新規 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |

(10)-⑩ 組織的対応のための体制整備

DV・困難女性

DV被害者等の相談について、危険性や緊急性を客観的に査定して、組織内で支援方針を決定する仕組みを整備するとともに、相談支援の質を平準化するための方策を検討し、組織的対応を実施します。

| 主な事項 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|--------------------|-------------------------------------------------------|-----|---------|
| 127 支援体制 | 研修による支援者の育成や支援の質の向上を図るとともにアセスメントツールの活用等による組織的対応を行います。 | 継続 | 子ども青少年局 |

(10)-⑪ 支援者のメンタルヘルス

DV・困難女性

DV被害者等からの相談支援業務に従事する支援者は、その職務の特性から、自分自身をすり減らしてしまうことで、バーンアウト（燃え尽き）状態につながってしまうことや、被害者等と同様な被害の心理的経験を経て精神的ダメージを受けること（二次受傷）があります。これらの状況を防止するため、支援者のメンタルヘルスに必要な対策を行います。

| 主な事項 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 128 支援者こころのケア | 相談支援業務に従事する職員が、バーンアウト（燃え尽き）状態やDV等の二次受傷に陥ることがないよう、セルフケアの方法などを学ぶ機会を提供します。 | 継続 | 子ども青少年局 |
| 129 支援者的安全対策 | 相談支援業務に従事する職員が加害者から不当な危害を加えられないように、職員等の個人情報を守るなど、安全対策に努めます。 | 継続 | 子ども青少年局 |

DV・困難女性

(10)-⑦ 二次的被害防止のための関係職員等への研修

支援者の言動が DV 被害者等をさらに追い詰め、傷つけること（二次的被害）の防止のためには、DV 被害者等と直接関わる部署の職員等に対する研修及び啓発が重要であり、DV 被害者等の置かれた状況を深く理解し、DV 被害者等に寄り添う支援を行うよう、一層の充実を図ります。

| 主な事項 | 内 容 | 方向性 | 所 管 |
|-----------------------|----------------------------|-----|--------------------|
| 130 職務関係者研修 | 職員等に対し、二次的被害防止のための研修を行います。 | 継続 | スポーツ市民局 子ども青少年局 |

第4章 計画の推進

1

推進体制

DV防止・女性支援に関する施策は広範多岐にわたり、ひとつの機関で支援を行うことは困難です。「名古屋市男女平等参画推進協議会」において必要な情報共有に努めるとともに、DV防止・女性支援の推進に関する課題事項について調査・審議を行います。

また、庁内連絡会議及び法に基づくDV被害者支援協議会及び女性支援調整会議において、施策、事業について代表者レベル、実務者レベルでの協議を行い、関係部署・関係機関の連携を緊密に行い、計画の着実な推進を図ります。

2

実施状況の公表

この計画に基づく施策については、年度ごとに実施状況を公表します。

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに
困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

(案)

【発行・編集（お問い合わせ先）】

名古屋市子ども青少年局

子育て支援部子ども福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2519

FAX 052-912-7414